インド
特許規則 2003 年
2024 年 3 月 15 日改正

目次

第 I 章　序
規則 1　簡略名称及び施行
規則 2　定義
規則 3　所定の明細
規則 4　所轄庁
規則 5　送達宛先
規則 6　書類の配達及び送達
規則 7　手数料
規則 8　様式
規則 9　書類及び写し等の提出

第 II 章　特許出願
規則 10　第 7 条(2)に基づく出願権の証拠の提出期間
規則 11　出願記録の順序
規則 12　外国出願に関する陳述書及び誓約書
規則 13　明細書
規則 14　明細書の補正
規則 15　図面
規則 16　ひな形

第 III 章　特許協力条約(PCT)に基づく国際出願
規則 17　定義
規則 18　国際出願に関する所轄庁
規則 19　受理官庁としての所轄庁に提出される国際出願
規則 19A　インド国際調査機関
規則 19B　国際調査報告
規則 19C　国際調査報告作成の期限
規則 19D　国際調査報告及び見解書の送付
規則 19E　機密扱い
規則 19F　インド国際予備審査機関
規則 19G　請求を行う期間
規則 19H　審査機関に納付される手数料
規則 19I　請求を行う方法
規則 19J　国際予備審査の請求の処理
規則 19K　国際予備審査報告

規則 19L　国際予備審査報告の作成期間及びその送付
規則 19M　国際予備審査報告の送付
規則 19N　返金の条件及び範囲
規則 20　インドを指定する国際出願又はインドを指定し，かつ，選択する国際出願
規則 21　優先権書類の提出
規則 22　一定要件の不遵守の効果
規則 23　この章に基づく要件は，条約に基づく規則等を補足する

第 IV 章　出願の公開及び審査
規則 24　出願の公開
規則 24A　公開の請求
規則 24B　出願の審査
規則 24C　出願の早期審査
規則 25　公開された出願の特定
規則 26　取下請求
規則 27　公開された書類の閲覧及び提供
規則 28　先の公開による先発明の場合の手続
規則 28A　第 14 条に基づく審査官報告書の考慮に関する手続
規則 29　先のクレームによる先発明の場合の手続
規則 29A　グレースピリオド
規則 30　先発明の場合における完全明細書の補正
規則 31　他の明細書への言及の様式
規則 32　侵害の虞がある場合の手続
規則 33　他の特許への言及の様式
規則 34　第 20 条(1)に基づいて請求すべき方法
規則 35　第 20 条(4)に基づいて請求をすることができる方法
規則 36　第 20 条(5)に基づく申請の方法
規則 37　特許付与時における出願の番号付け

第 VI 章　特許付与に対する異議手続
規則 55　特許に対する異議申立
規則 55A　異議申立書の提出
規則 56　異議部の構成及びその手続
規則 57　異議申立陳述書及び証拠の提出
規則 58　意見書及び証拠の提出
規則 59　異議申立人による弁駁証拠の提出
規則 60　長官の許可により提出すべき追加の証拠
規則 61　提出されるべき書類の通数
規則 62　聴聞
規則 63　費用の決定
規則 63A　第 26 条(1)に基づいてされる請求

規則 66　第 28 条(2)に基づく請求をする様式
規則 67　第 28 条(3)に基づく請求をする様式
規則 68　第 28 条(7)に基づいてすべき申請の様式
規則 69　第 28 条に基づく請求又は申請についての聴聞の手続
規則 70　発明者の掲載
規則 70A　発明者であることの証明書

第 VII 章　秘密保持の指示
規則 71　第 39 条に基づいてインド国外で特許出願をする許可
規則 72　再検討の結果についての第 36 条(2)に基づく通知

第 VIII 章　特許の付与
規則 74　特許証の様式
規則 74A　特許付与に関係する書類の閲覧
規則 75　第 44 条に基づく特許証の訂正
規則 76　第 51 条(1)に基づく指示の申請方法
規則 77　第 51 条(2)に基づく申請方法
規則 78　第 51 条に基づく手続の聴聞についての手続
規則 79　第 52 条(2)に基づく請求
規則 80　第 53 条に基づく更新手数料

第 IX 章　願書，明細書又はそれらに関する書類の補正
規則 81　願書，明細書又はそれらに関する書類の補正
規則 82　補正明細書等の作成
規則 83　許可された補正の公告

第 X 章　特許の回復
規則 84　特許の回復
規則 85　第 61 条に基づく回復に対する異議申立
規則 86　不納付の更新手数料の納付

第 XI 章　特許の放棄
規則 87　特許の放棄

第 XII 章　特許登録簿
規則 88　第 67 条に基づく特許登録簿
規則 90　特許についての権原及び権利の登録
規則 91　特許の移転証等の長官への提出
規則 92　特許についての権原又は権利の登録
規則 93　更新手数料の記入
規則 94　宛先の変更

規則 95　第 72 条に基づく特許登録簿の閲覧及びそれにつき納付を要する手数料

第 XIII 章　強制ライセンス及び特許取消
規則 96　強制ライセンス等の申請
規則 97　一応の証拠がある事件が立証されないとき
規則 98　第 87 条(2)に基づく異議申立書
規則 99　取消命令の公告方法
規則 100　第 88 条(4)に基づく申請
規則 101　第 88 条(4)に基づく申請の場合にとるべき手続
規則 102　第 94 条に基づく強制ライセンスの終了の申請

第 XIV 章　科学官
規則 103　科学官名簿
規則 103A　科学官名簿への記入不適格
規則 104　科学官名簿への記載の申請方法
規則 105　その他の者の名称の科学官名簿への記載
規則 106　条件緩和権限
規則 107　科学官名簿からの抹消

第 XV 章　特許代理人
規則 108　特許代理人登録簿に記載すべき明細
規則 109　特許代理人の登録申請
規則 110　特許代理人の資格試験の明細
規則 111　特許代理人の登録
規則 111A　特許代理人の証明書副本の交付
規則 112　特許代理人登録の申請書に含めるべき詳細
規則 113　第 126 条(2)に基づく特許代理人の登録
規則 114　特許代理人としての登録資格喪失
規則 115　手数料の納付
規則 116　特許代理人登録簿からの名称の抹消
規則 117　特許代理人登録簿から抹消された者の名称の回復
規則 118　特許代理人登録簿における名称等の変更
規則 119　特許代理人としての承認の拒絶
規則 120　法に基づいて登録された特許代理人の名称の公告

第 XVI 章　雑則
規則 121　明細書等を提出すべき期間
規則 121A　通信の宛先
規則 122　誤記の訂正
規則 123　誤記の提案された訂正の公告方法
規則 124　訂正実施に対する異議申立の方法及び期間

規則 125　訂正の通知
規則 126　宣誓供述書の様式等
規則 127　証拠書類
規則 128　他に規定されていない指示
規則 129　長官による裁量権の行使
規則 129A　聴聞の延期
規則 130　長官の決定に係る審査又は命令の破棄の申請
規則 131　第 146 条(2)に基づき提出を求められる陳述書の様式及び提出方法
規則 132　特許証副本の交付の申請様式
規則 133　第 72 条及び第 147 条に基づく認証謄本及び証明書の提供
規則 134　第 153 条に基づく情報の請求
規則 135　代理権
規則 136　費用の額
規則 137　長官の権限一般
規則 138　指定の期間を延長し又は遅延を容認する権限
規則 139　一定の事件において長官の面前での聴聞は公開される

第 1 附則　手数料(規則 7 参照)
第 2 附則　様式［省略］
第 3 附則　様式［省略］
第 4 附則　費用(規則 136(1)参照)
第 5 附則

第Ⅰ章　序

規則１　簡略名称及び施行

(1) 本規則は，特許規則 2003 年と称する。

(2) 本規則は，特許法改正法 2002 年の施行日に施行する。

規則２　定義

本規則においては，文脈上別段の解釈を要さない限り，次の通りとする。

(a) 「法」とは，1970 年の特許法(1970 年 No.39)をいう。

(b) 「所轄庁」とは，規則 4 に規定する特許庁の該当する庁をいう。

(c) 「物品」は，何らかの物質又は素材を含み，かつ，土地に設置されているか否かを問わず，何らかの工場設備，機械又は器具を含む。

(ca) 「教育機関」とは，国法，地域法又は州法により又は基づいて設立され，又は法人化された大学をいい，中央政府又は州政府若しくは直轄地が指定した機関により承認されたその他の教育機関を含む。

(d) 「様式」とは，第 2 附則に明示する様式をいう。

(da) 「自然人以外の者」は，「小規模企業」を含む。

(db) 「審査請求」とは，早期審査を含む審査の請求であって，11B 条に基づき規則 24B 又は規則 24C に関してされたものをいう。

(e) 「附則」とは，本規則の附則をいう。

(f) 「条」とは，法の条をいう。

(fa) 「小企業」とは，

(i) 商品の製造，生産を行う事業体であって，工場及び機械への投資額が 2006 年中小企業開発法第 7 条(1)(a)規定の中企業上限値を超えない企業，及び

(ii) サービス業を行う事業体であって，設備への投資額が 2006 年中小企業開発法第 7 条(1)(b)規定の中企業上限値を超えない企業

説明 1：(fa)の適用上，「事業体」とは，如何なる名称であろうと，1951 年産業(開発・規制)法(1951 年法律 No.65)第 1 附則に定める産業に属し，方法の如何を問わず，商品の製造，生産を行う又はそのような産業においてサービス業を行う，産業的事業若しくは事業組織体又はその他組織をいう。

説明 2：工場及び機械への投資額の算定に当たっては，汚染防止，研究・開発，産業用安全装置その他 2006 年中小企業開発法に基づく通知により指定される費用は除外される。

説明 3：インド準備銀行の外貨基準レートが優先する。

(fb) 「スタートアップ企業」とは，

(a) スタートアップインドイニシアティブに基づき所管官庁により認められたインド国内企業

(b) 外国企業の場合，スタートアップインドイニシアティブによる売上高と設立/登録期間の基準を満たし，その旨の宣言を提出する企業。

説明：売上高の算定に当たっては，インド準備銀行の外貨基準レートが優先する。

(g) 本規則において使用されているが定義されていない語及び表現は，法においてそれぞれに与えられた意味を有する。

規則 3　所定の明細
本規則に別段の規定がある場合を除き，様式に含まれる明細は，法の関係規定に基づいて必要とされる明細(ある場合)として，本規則によって規定する。

規則 4　所轄庁
(1) 特許庁の所轄庁は，次の通りとする。
(i) 法に基づく全ての手続については，次の事項が該当する地域を管轄する特許庁の本庁又は場合により支庁とする。
(a) その地域内において，特許出願人又は共同出願人の場合は最初に記載された出願人が通常居住し若しくは居所を有し又は営業所若しくは発明が生じた場所を有すること，又は
(b) 特許出願人又は手続当事者がインドにおいて営業所又は居所を有さないときは，当該出願人又は当事者が届け出たインドにおける送達宛先が存在すること。
(2) 法に基づく手続に関して一旦決定した所轄庁は通常変更されない。
(3) (2)の規定に拘わらず，長官は，提出された特許出願を本庁又は場合により支庁に移管することができる。
(4) (1)の規定に拘わらず，法第 16 条にいう更なる出願は，最初の出願の所轄庁のみに提出する。
(5) 法第 16 条にいう更なる出願であって，2013 年特許(改正)規則の施行前に最初の出願の所轄庁以外の庁に提出されたものは，最初の出願の所轄庁へ移管される。

規則 5　送達宛先
法又は本規則が関係する手続に係わる全ての者及び全ての特許権者は，インドにおける郵便宛先及び電子メールアドレスを含む送達宛先を長官に提出しなければならない。当該送達宛先は，当該手続又は特許に関連する全ての目的で，手続に係わる者又は特許権者の宛先として取り扱われる。当該送達宛先が提出されない限り，長官は何れかの手続若しくは特許を進め若しくは処理する義務又は法若しくは本規則に基づき発出を求められることがある通知を送付する義務を負わず，かつ，長官はその事件において職権による決定を行うことができる。
特許代理人もインドにおいて登録された携帯電話番号を長官に提出することを求められる。

規則 6　書類の配達及び送達
(1) 法又は本規則に基づいて，特許庁において，長官又はその他の者に対して提出し，配達し，作成し若しくは差し出すことを授権され又は必要とする申請，通知若しくはその他の書類については，手渡しにより又は所轄庁での長官宛て若しくは関係人宛ての郵便，書留便，速達便により又は適法に認証された電子的送信により提出することができる。郵便，書留便，速達便又は適法に認証された電子的送信により送付の場合は，それを同封した書状が，郵便，書留便，速達便又は適法に認証された電子的送信により届けられる筈の時に提出され，配達され，作成され若しくは差し出されたものとみなす。そのような送付を立証するに当たっては，書状が適正に名宛され，かつ，送信されたことを明らかにすれば十分とする。
(1A) (1)に含まれる規定に拘わらず，特許代理人は，全ての書類を適法に認証された電子送

信によってのみ提出し，配達し，作成し又は差出さなければならない。
ただし，書類は，原本が要求された場合，15 日の期間内に提出することを条件とし，それに従わない場合は，当該書類は提出されなかったとみなす。
(2) 特許登録簿に記載された宛先若しくは規則 5 に基づいて届出された送達宛先又は電子メールアドレスでの特許権者に宛てた書面による通信又は申請若しくは異議申立書に記載された宛先若しくは届出された送達宛先又は電子メールアドレスでの，法若しくは本規則に基づく何らかの手続における申請人若しくは異議申立人に宛てた書面による通信は，適正に名宛されたものとみなす。
(3) 特許権者に宛てられ又は法若しくは本規則に基づく何らかの手続における申請人若しくは異議申立人に宛てられた全ての通知及び書面による全ての通信並びに当該特許権者又は前記申請人若しくは異議申立人に送付される全ての書類は，それらが特別配達人により送付されるときを除き，書留便，速達便又は適法に認証された電子的送信により送付しなければならない。
(4) 特許権者に宛てられ又は法若しくは本規則に基づく何らかの手続における申請人若しくは異議申立人に宛てられた通知又は書面による通信の日付は，法若しくは本規則に基づく別段の規定がない限り，書留便，速達便，FAX 又は適法に認証された電子的送信による前記通知又は書面による通信の発送の日付とする。
(5) 法若しくは本規則に基づく何らかの手続の当事者宛てに特許庁により送付される書類又は通知の受領の遅延が生じた場合において，特許庁に対する書類の送達若しくは再提出又は当該当事者による何らかの行為をすることにおける遅延については，当該当事者が当該書類又は通知の受領直後に，事実関係の状況に関する陳述書及びその陳述を支持する証拠を添えて遅延承認申立書を長官に提出したときは，長官がこれを承認することができる。
ただし，長官により承認される遅延期間は，当該当事者が通常の郵送過程又は電子的送信により当該書類又は通知を受領したと推定される日と実際の受領日との間の期間を超えないものとする。
(6) (5)の規定を損なうことなく，かつ，規則 138(2)に含まれる事項に拘わらず，長官は，特許庁への書類送付若しくは再提出又は当事者による行為の履行における遅延を，次の場合には容認することができる。すなわち，当事者から長官に対し遅延についての当該容認を求める請願がなされ，同時に遅延は当事者が居住し又は事業所を有する地域における戦争，革命，社会の騒乱，ストライキ，自然災害，電子通信サービス全般の利用不能又はその他類似の理由によるものであったこと，かつ，当該状況がその地域の通常の通信を途絶させる程厳しいものであり，状況が収まったときから 1 月以内にできる限り早期に関連措置が講じられたことを長官の納得が行くように述べた事実状況の陳述書及びそれを裏付ける証拠を提出した場合である。
ただし，長官が容認する遅延は，国家緊急事態が発効していた期間又は所定の期間満了から 6 月のいずれか早い方を超えないものとする。
(7) 電子送信による書類を含め，本規則に基づいて提出され，配達され，作成され又は差出された書類の真正性に関する義務又は責任は，書類を提出し，配達し，作成し又は差出した当事者のみにある。

規則７　手数料

(1) 特許付与及びそのための出願に関して並びに法に基づいて手数料の納付を要するその他の事項に関して第 142 条に基づき納付すべき手数料は，第 1 附則に規定する通りである。
ただし，特許出願及び他の書類が物理的手段，特にハードコピー形式で提出される場合は，10%の追加手数料を納付しなければならない。
更に，小規模事業体，スタートアップ企業又は教育機関の場合は，手数料が指定されている全ての書類は，様式 28 を添付しなければならない。

(2) (a) 法又は規則に基づいて所轄庁に納付すべき手数料は，現金若しくは電子的手段の何れかにより納付することができ又は特許庁長官を支払先として所轄庁所在地の指定銀行宛に振り出された銀行為替手形又は小切手により送付することができる。銀行為替手形又は小切手が郵送される場合は，長官の下に現実に届いた日付を以て手数料の納付がなされたものとみなす。

(c) 書類に関して手数料の納付を要する場合は，手数料全額を書類に添えなければならない。

(3) 自然人，スタートアップ企業，小規模事業体又は教育機関により手続された出願が完全に又は部分的に，自然人，スタートアップ企業，小規模事業体又は教育機関以外の者に移転される場合は，自然人，スタートアップ企業，小規模事業体又は教育機関に課された手数料と，自然人，スタートアップ企業，小規模事業体又は教育機関以外の者に課されるべき手数料との間の手数料率の差(ある場合)については，移転請求と共に新たな出願人がその差額を納付する。
[説明：特許出願を行ったスタートアップ企業若しくは小規模事業体が，所管官庁により認められていた期間の経過のためにスタートアップ企業若しくは小規模事業体ではなくなった場合又はその売上高が所管官庁により通知された財務基準値限界を後に超えた場合，手数料率における当該差額は生じない。]

(4) 何れかの手続に関して一旦納付された手数料は，手続が行われたか否かを問わず通常は返金されない。
ただし，オンライン提出処理中に同一手続について 2 度以上手数料が納付されたと長官が納得する場合は，超過分は返金される。

(4A) (4)に含まれる規定に拘わらず，審査請求が提出されている出願が最初の拒絶理由通知発出の前に取り下げられたときは，手数料は，出願人による様式 29 での請求に基づいて，第 1 附則に規定する範囲で返金する。

(5) (i) 長官の承認を条件として，何人も金銭を事前に預託し，長官に対して当該人の納付すべき手数料を当該預託金から引き落とすよう請求することができ，そのような場合，引落し請求の受領日又は引落し請求が受領されたとみなされる日のうち早い方の日が手数料納付日とみなされる。
ただし，当該請求をする者の口座に必要金額以上の残高があることを条件とする。

(ii) 長官の承認を条件として，何人も事前の金銭預託を中止することができ，その場合は，残額があれば返金される。

規則８　様式

(1) 第 2 附則に示される様式は，各事件の状況により必要とされる変更を施した上で，それ

に記載の目的で使用することができる。
(2) 何らかの目的のための様式が一切規定されていない場合は，出願人は，第 2 附則様式 30 を採用することができる。

規則 9　書類及び写し等の提出

(1) 宣誓供述書及び図面を除き，全ての書類及び写しは次の通りとする。
(a) ヒンディー語又は英語(長官による別段の指示又は許可がある場合はこの限りでない)により，高さ 0.28cm 以上の大きく読みやすい文字で，消えにくいインクを用い，行間は 1.5 行以上のスペースとし，紙の片面にタイプ又は印刷すること
(b) 使用する用紙は，柔軟で，丈夫で，白色で，滑らかで，光沢がなく，耐久性のある約 29.7cm x 21cm の A4 紙で，余白は上及び左に少なくとも 4cm，下及び右に少なくとも 3cm とすること
(c) 用紙下部の中央にアラビア数字の連番を付すこと，及び
(d) 明細書各頁及びクレーム各頁の 5 行目毎に，左余白の右半分に付番すること
(2) 判読できない又はヒンディー語若しくは英語以外の筆記文字で書かれた署名には，ヒンディー語若しくは英語によるその名称の翻字を大文字で添える。
(3) 特許出願がヌクレオチド又はアミノ酸配列の配列表を開示する場合は，ヌクレオチド又はアミノ酸配列の配列表は出願と共にコンピュータ解読可能なテキスト形式で提出し，ヌクレオチド又はアミノ酸配列の配列表のプリントは提出の必要がない。
(4) 全ての書類の追加の写しは，長官の要求があれば所轄庁に提出する。
(5) 出願人及びその他の者の名称及び住所は，それらの者の国籍及び識別に必要なその他の明細と共に，完全な形で提出する。

第 II 章　特許出願

規則 10　第 7 条(2)に基づく出願権の証拠の提出期間

発明特許の出願権の移転によりされた特許出願において，当該出願権の証拠が出願と共に提出されない場合は，出願人は，当該出願の後 6 月以内に，そのような証拠を提出しなければならない。

説明：本規則の適用上，インドを指定する国際出願に対応する出願の場合の 6 月の期間は，インドにおいて対応する出願が実際にされた日から起算する。

規則 11　出願記録の順序

同一年内にされた出願は，当該出願の年次によって特定される 1 系列を構成する。インドを指定する国際出願に対応してされた出願の場合は，当該出願は，その他の出願とは異なり，インドにおいて対応してされた出願の年次によって特定される別の 1 系列を構成する。

規則 12　外国出願に関する陳述書及び誓約書

(1) 第 8 条(1)に基づいて特許出願人による提出を必要とする陳述書及び誓約書は，様式 3 により作成しなければならない。

(1A) 出願人が第 8 条(1)に基づいて陳述書及び誓約書を提出する期間は，出願日から 6 月とする。

説明：本規則の適用上，インドを指定する国際出願に対応する出願の場合の 6 月の期間は，インドにおいて対応する出願が実際にされた日から起算する。

(2) 特許出願人が，第 8 条(1)(b)に基づいて当該人が提出すべき誓約書において，何れかの国において行った他の出願に係る詳細について長官に通知するべき期間は，規則 24B(3)又は規則 24C(8)に基づく最初の拒絶理由通知の日から 3 月とする。

(3) 長官は，インド国外でされた出願に関する情報を検討するために，閲覧可能，かつ，利用可能なデータベースを利用できる。

(4) 長官は，第 8 条(2)に基づいて，書面に記録されるべきことを理由として，様式 3 による最新の陳述書及び誓約書を提出することを出願人に指示することができ，期間は長官による当該指示の日から 2 月以内とする。

(5) 本規則に含まれる規定に拘らず，長官は，様式 4 によりされた請求に基づいて，様式 3 を提出するために，3 月以内の期間，遅延を容認でき又は期間を延長することができる。

規則 13　明細書

(1) 各明細書は，仮明細書か又は完全明細書かを問わず，様式 2 により作成しなければならない。

(2) 第 16 条に基づく分割出願に係る明細書には，分割出願の出所である原出願の番号への言及を含めなければならない。

(2A) 特許出願人は，希望するときは，仮明細書若しくは完全明細書又は第 16 条に基づいてされた後続の出願において開示された発明に関するものを含み，第 16 条に基づいて 1 又は複数の後続する出願をすることができる。

(3) 第 54 条に基づく追加特許に係る明細書には，主特許の番号又は場合により主特許の出

願番号への言及及び当該発明が既に付与され又は出願された主特許の明細書においてクレームされた発明についての改良又は変更を含む旨の明確な陳述を含めなければならない。
(4) 発明が図面による説明を必要とする場合は，当該図面は，規則 15 の規定に従って作成し，明細書と共に提出し，かつ，図面で示された特徴が括弧に入れたそれぞれの参照記号により辿られるクレームを含め，明細書で詳細に言及しなければならない。
ただし，完全明細書の場合において，出願人が仮明細書と共に提出済みの図面を完全明細書のための図面として又はその一部として採用することを希望するときは，完全明細書において仮明細書と共に提出済みのものであるとして言及すれば十分とする。
(5) 発明の理解に不必要であると長官が認める関連性のない事項又はその他の事項は，名称，明細書，クレーム及び図面から除外しなければならない。
(6) 完全明細書を添付した出願(条約出願でなく又はインドを指定して特許協力条約に基づいてされた出願でないもの)の場合を除き，当該発明の発明者であることに関する宣言書は，様式 5 により，完全明細書と共に提出するか又は完全明細書提出の日から様式 4 による申請に基づいて長官が許可することがある 1 月の期間満了前の何れかの時点で提出しなければならない。

説明：本規則の適用上，インドを指定する国際出願に対応する出願に係る完全明細書の提出日は，インドにおいて対応する出願が実際にされた日から起算する。

(7) (a) 第 10 条(4)(d)に基づいて規定され，明細書に添付される要約の記載は，発明の名称で始めなければならない。発明の名称は，発明の特有の特徴を通常 15 語以下で開示しなければならない。
(b) 要約には，明細書の記載事項の簡潔な概要を含めなければならない。当該概要は，発明の属する技術分野，既存知識と比較した発明の技術的進歩性及び推論的な用途を除く発明の主要用途を明確に表示しなければならない。必要な場合は，要約は発明を特徴付ける化学式を含まなければならない。
(c) 要約は，通常 150 語以下で記載しなければならない。
(d) 明細書が何らかの図面を含むときは，出願人は，公開時に要約に添付することができる図面の 1 図又は例外的に複数の図を要約に表示しなければならない。要約に記載され，かつ，図面により明示される主要な特徴の各々には，当該図面において使用される参照符号を付記しなければならない。
(e) 要約は，特定の技術分野における調査をするため，特に明細書自体を調べる必要があるか否かの評価を可能にするような効率的な文書を構成するように作成しなければならない。
(8) 第 10 条(4)(d)(ii)(A)に基づく寄託についての言及を明細書においてする期間は，出願日から 3 月とする。ただし，規則 24A の公開請求の場合，当該言及は当該請求の日以前に行なわなければならない。

規則 14　明細書の補正

(1) 仮明細書，完全明細書又はそれに添付される図面に補正がなされるときは，当該補正を含むページはタイプし直して連続書類を構成するように提出しなければならない。
(2) 行われた補正を明確に識別するマークを付した複製並びに補正対象の明細書又は図面の該当部分(ページ及び行)を明確に示す記述及びその理由も同時に提出する。
(3) 補正は，紙片の貼付け若しくは脚注によって又は前記書類の何れかの余白に書き入れる

ことによってしてはならない。
(4) 補正を含むタイプし直したページが提出されたときは，対応する先のページは出願人により取り換えられ，取り消されたものとみなす。

規則 15　図面
(1) 図面は，長官がする要求による以外に，第 10 条に基づいて出願人が提出するときは，それらが関係する明細書に添付しなければならない。
(2) 図面又は略図は，明細書を特に説明するのに必要であったとしても，明細書自体に記載してはならない。
(3) 図面の写しの少なくとも 1 通は，丈夫な紙面上に簡潔かつ明確に作成しなければならない。
(4) 図面は，標準 A4 型で，各用紙の上端及び左端部に少なくとも 4cm 並びに下端及び右端部に少なくとも 3cm の明確な余白を有する用紙上になければならない。
(5) 図面は，発明を明確に示す程に十分大きな縮尺としなければならず，かつ，寸法は図面上に標記してはならない。
(6) 図面には，連続的又は体系的に番号を付し，次のものを記載しなければならない。
(i) 左側上端部に，出願人の名称
(ii) 右側上端部に，図面の用紙数及び各用紙の連続番号，及び
(iii) 右側下端部に，出願人又はその代理人の署名
(7) フローチャートにおける場合を除き，図面上に説明事項は一切記載してはならない。

規則 16　ひな形
(1) ひな形又は見本については，長官の要求があるときに限り，第 10 条に基づいて提出しなければならない。

第 III 章　特許協力条約(PCT)に基づく国際出願

規則 17　定義

本章では文脈上別段の解釈を要さない限り次の通りとする。

(a) 「条」とは，条約の条文をいう。

(aa) 「審査機関」とは，規則 19F(1)にいうインド予備審査機関をいう。

(ab) 「国際事務局」とは，世界知的所有権機関の国際事務局をいう。

(ac) 「調査機関」とは，規則 19A(1)にいうインド国際調査機関をいう。

(b) 「条約」又は「PCT」とは，特許協力条約をいう。

(c) ここに使用されており定義されていないが，PCT で定義されている全ての語及び表現は，当該条約においてそれらに与えられたものと同一の意味を有する。

規則 18　国際出願に関する所轄庁

(1) 受理官庁，指定官庁及び選択官庁は，国際出願の目的では，規則 4 にいう所轄庁である。

(2) (1)に拘わらず，特許庁デリー支庁は，国際事務局並びにその他国際調査機関及び国際予備審査機関に対処する所轄庁である。

(3) 国際出願は，本章，条約及び条約に基づく規則の規定に従って，(1)にいう所轄庁に提出し，同庁により処理される。

(4) (1)にいう所轄庁は，国際出願を受領したとき，

(a) 出願の「原本写し」と言うべき写し 1 通を庁内に保管し，

(b) 「記録用写し」と言うべき写し 1 通を国際事務局へ転送し，かつ

(c) 「調査用写し」と言うべき写し 1 通を条約第 16 条にいう管轄の国際調査機関へ転送する。

更にこれと同時に当該出願の完全な詳細を特許庁デリー支庁に提供する。

規則 19　受理官庁としての所轄庁に提出される国際出願

(1) 国際出願は，英語又はヒンディー語の何れかにより所轄庁に 3 通提出する。

(2) 国際出願に関して納付すべき手数料は，条約に基づく規則に定める手数料に加えて，第 1 附則及び第 5 附則に定める手数料とする。

(3) 国際出願が 3 通提出されなかった場合は，所轄庁は，第 1 附則に定める手数料の納付に基づいて必要な追加の写しを作成する。

(4) 出願人からの請求があり，かつ，第 1 附則に定める手数料の納付があったときは，所轄庁は，優先権書類の認証謄本を作成して速やかにこれを国際事務局に送付し，出願人及び特許庁デリー支庁に通知する。

規則 19A　インド国際調査機関

(1) 特許庁デリー支庁は，インド特許庁と国際事務局との間の取決めに従って，条約に基づくインド国際調査機関としての職務を遂行する。

(2) 調査機関に納付すべき手数料は，条約に基づく規則に定める手数料に加えて，第 5 附則に定める手数料とする。

(3) (1)にいう調査機関は，国際出願に関する国際調査報告を作成し又は場合により，インドが管轄国際調査機関として指定されているときは，規則 19B(3)に従って宣言を行う。

規則 19B　国際調査報告

(1) 調査機関は，調査用写しを受領したとき，国際事務局及び出願人に対して，国際出願番号，通し番号及び調査用写しの受領日と共に識別符号「ISA/IN」を付して調査用写しの受領について通知する。

(2) 規則 24B(2)(i)のただし書きに拘わらず，調査機関は，調査用写しを受領したときに，調査用写しの受領順に国際出願を，法第 73 条(2)に基づいて選任された審査官又はその他の係官に付託して，国際調査報告を，条約及び条約に基づく規則に含まれる規定に従って，通常当該付託の日から 1 月であって 2 月を超えない期間内に作成することを目指す。

(3) 調査機関が，

(a) その国際出願は，調査機関が調査を要求されず，従って調査しないと決定する主題に係わっており，又は

(b) 明細書，クレーム又は図面は，有意義な調査が行えない程に条約に基づく規則に定められた要件を満たしていない，

との判断を行う場合は，調査機関は，その旨宣言し，出願人及び国際事務局に対して国際調査報告が作成されないことを通知する。

(4) (3)(a)又は(3)(b)にいう何らかの状況が一定のクレームのみに関して存在することが明白になった場合は，調査機関は，この事実を国際調査報告において当該クレームに関して指摘し，他のクレームについては，国際調査報告を作成する。

(5) 調査機関は，国際出願が条約に基づく規則の規則 13 に含まれる規定に従って発明の単一性の要件を満たしていないと判断する場合は，当該国際出願が発明の単一性要件を満たしていないと認められる理由を特定した通知及び出願人に次のことを要請する通知を送付する。

(a) 第 5 附則に定める追加手数料及び納付すべき手数料額を指示した上で，要請から 1 月の期間内に納付すること，及び

(b) 該当する場合は，第 5 附則に定める不服申立手数料及び納付されるべき手数料額を表示した上で，当該要請から 1 月の期間内に納付すること

(6) 調査機関は，国際出願のうちクレーム中最初に記載された発明(「主発明」)に係わる部分及び(5)に定める期間内に追加手数料を納付することを条件として，国際出願のうち追加手数料が納付された発明に係わる部分について国際調査報告を作成する。

(7) 出願人は，国際出願が発明の単一性要件を満たしている又は要求された追加手数料が過大である旨の理由を付した陳述書を添え，不服申立の追加手数料を納付することができる。

(8) (7)にいう不服申立の審査は，長官が構成する検討委員会により行われる。

(9) (8)に基づいて構成される検討委員会は，不服申立が正当化される範囲を審査し，それに応じて追加手数料の出願人への部分的又は全面的返還を命令する。

(10) 出願人が(5)(b)に従う不服申立手数料を納付しなかった場合は，不服申立はなかったとみなされ，調査機関はその旨宣言する。

(11) (8)にいう検討委員会が不服申立は完全に正当であると認める場合は，不服申立手数料は出願人に返金される。

(12) 国際出願が 1 又は複数のヌクレオチド又はアミノ酸配列の開示を含みながらその配列がコンピュータで解読可能なテキスト形式で提供されなかった場合は，調査機関は，出願人に通知を送り，コンピュータで解読可能なテキスト形式の配列表を提出し，かつ，第 5 附則に定める提出遅延手数料を当該通知から 1 月の期間内に納付するよう求める。出願人が当該通知を遵守しない場合は，調査機関は，配列表なしに有意義な調査が行える範囲でその国際出願を調査する。

規則 19C　国際調査報告作成の期限

調査機関は，国際調査報告及び見解書又は場合により規則 19B(3)にいう宣言を，調査用写しを受領した日から 3 月の期間又は優先日から 9 月の期間のうち何れか早く終了する期間内に作成する。

規則 19D　国際調査報告及び見解書の送付

調査機関は，国際調査報告又は条約第 17 条(2)(a)にいう宣言の写し 1 通及び条約に基づく規則の規則 43 の 2.1 に基づき作成された見解書の写し 1 通を国際事務局に送付し，同日に写し 1 通を出願人に送付する。

規則 19E　機密扱い

国際出願に関連する全ての事項は，条約及び条約に基づく規則に従って機密扱いとする。

規則 19F　インド国際予備審査機関

(1) 特許庁デリー支庁は，インド特許庁と国際事務局との間の取決めに従って，条約に基づく国際予備審査機関の職務を遂行する。

(2) (1)にいう審査機関は，次の事項を作成，実行する。

(a) インドを国際予備審査機関として選択した全ての国際出願に関する国際予備審査報告

(b) インド特許庁と国際事務局との間の取決めに従い他の国の国民又は居住者による請求があり国際事務局から通知を受けた場合に，その請求に関する国際予備審査報告

(c) 条約の非加盟国又は条約第 II 章に拘束されない国の国民又は居住者による請求があり，総会が承認した場合に，その請求に関する国際予備審査

規則 19G　請求を行う期間

(1) 国際予備審査の請求は，条約又は条約に基づく規則に定める期間内に行う。

(2) 当該請求が(1)に指定する期間後に行われた場合は，それは行われなかったものとみなし，国際予備審査報告は作成されない。

規則 19H　審査機関に納付される手数料

審査機関に納付される手数料は，条約に基づく規則に定める手数料に加えて，第 5 附則に定める手数料とする。

規則 19I　請求を行う方法

請求は，本規則，条約及び条約に基づく規則に含まれる規定に従って行う。

規則 19J　国際予備審査の請求の処理

(1) 審査機関は，国際予備審査請求を受領したとき，その審査機関が国際予備審査を行う権限を有する場合は，識別符号「IPEA/IN」を割り当て，出願人及び国際事務局に通知する。

(2) 審査機関が国際出願の国際予備審査を行う権限を有さない場合は，審査機関は請求を速やかに国際事務局へ転送する。

規則 19K　国際予備審査報告

(1) 規則 24B(2)(i)のただし書きに拘わらず，審査機関は，条約及び条約に基づく規則に含まれる規定に従って，請求が審査機関に受領された順序で，法第 73 条(2)に基づき選任された審査官又はその他の係官に対して国際出願を付託して，通常当該付託の日から 3 月であって 4 月を超えない期間内に国際予備審査報告を作成することを目指す。

(2) 国際調査報告が作成されていない発明に関するクレームは，国際予備審査の対象とはならない。

(3) 審査機関が次の判断をするとき，すなわち，

(a) 国際出願は，審査機関がそれについて国際予備審査を行うことを要求されていない主題に係わっており，当該審査を行わないと決定する，又は

(b) 明細書，クレーム又は図面が極めて不明瞭であるか又は明細書によるクレームの支持が極めて不適切であるため，新規性，進歩性(非自明性)又は産業上の利用可能性の問題について有意義な見解が形成できない，

との判断の場合は，審査機関はこれらの問題に踏み込まず，出願人に対してこの見解及びその理由を通知する。

(4) 一定のクレームのみに関して(3)(a)又は(3)(b)にいう何れかの状況が存在すると認められる場合は，審査機関は，当該クレームに関する国際予備審査報告においてこの事実を指摘し，その他のクレームについては，国際予備審査報告を作成する。

(5) 審査機関が，条約に基づく規則の規則 13 に含まれる規定に従って国際出願は発明の単一性要件を満たしていないことを認め，出願人に対して，自己の見解ではクレームを減縮し又は追加手数料を納付するよう要請することにした場合は，出願人に次の内容の通知を発出する。

(a) 審査機関の見解によれば，適用要件を満たすような少なくとも 1 の減縮可能性を特定すること

(b) 国際出願が発明の単一性要件を満たしていないとみなされる理由を特定すること

(c) 出願人に対し，当該通知の日から 1 月以内にこの要請を遵守するよう促すこと

(d) 出願人が追加手数料を選択した場合は，納付すべき必要な追加手数料の金額を指示すること，及び

(e) 出願人に対し通知の日から 1 月以内に不服申立手数料の納付を要請し，第 5 附則に定める納付すべき金額を指示すること

(6) 出願人は何人も，国際出願が発明の単一性要件を満たしている旨又は要求された追加手数料の額が過大である旨の理由を付した陳述書を添えて，不服申立に基づく追加手数料を納付することができる。

(7) (5)にいう不服申立の審査は，長官により構成される検討委員会が実行する。

(8) (7)に基づいて構成される検討委員会は，不服申立が正当化される範囲を審査し，それに応じて出願人への追加手数料の全部又は一部返還を命じる。
(9) 不服申立手数料は，(6)にいう検討委員会が不服申立は完全に正当であることを認めた場合は，出願人に返金される。

規則 19L　国際予備審査報告の作成期間及びその送付
国際予備審査報告を作成する期間は次の通りである。
(i) 優先日から 28 月，
(ii) 条約に基づく規則の規則 69.1 に基づいて国際予備審査の開始について定められた期間から 6 月，又は
(iii) 条約に基づく規則の規則 55.2 に基づき提出された翻訳を審査機関が受領した日から 6 月，
のうち最後に終了するもの。

規則 19M　国際予備審査報告の送付
審査機関は，国際予備審査報告及びその付属書類(あれば)の写し 1 通を国際事務局に，1 通を出願人に同日に送付する。

規則 19N　返金の条件及び範囲
納付済の手数料は，条約又は条約に基づく規則及びインド特許庁と国際事務局との間の取決めに定める範囲及び条件に従って返金され，放棄され又は減額される。

規則 20　インドを指定する国際出願又はインドを指定し，かつ，選択する国際出願
(1) 第 7 条(1A)に基づく特許協力条約に基づく国際出願に対応する出願は，様式 1 によりすることができる。

説明：本規則の適用上，「国際出願に対応する出願」とは，特許協力条約に基づいてされた国際出願をいい，条約第 19 条に基づいて出願人によりなされ，かつ，条約第 20 条に基づいて指定官庁に送達される補正又は条約第 34 条(2)(b)に基づいてなされる補正を含む。ただし，出願人は，当該インドを指定する国際出願に対応する出願を提出しているあいだ，規則 14 に含まれる規定に従ってクレームを削除することができる。

(2) 特許庁は，インドを指定する国際出願に対応してされた出願の処理を，(4)(i)に定める期限の満了前に開始してはならない。
(3) インドを指定する国際出願に係る出願人は，(4)(i)に定める期限前に，
(a) 本規則に基づく及び条約に基づいて制定された規則に基づく所定の方法で，特許庁に所定の国内手数料及びその他の手数料を納付しなければならず，
(b) また当該国際出願が英語により提出されず公開もされていないときは，出願人又は当該人により適法に委任された者がその内容が正確かつ完全である旨を適法に証明した英語による出願の翻訳文を特許庁に提出しなければならない。
(4) (i) (2)にいう期限は，条約第 2 条(xi)にいう優先日から 31 月とする。
(ii) (i)の如何なる規定にも拘らず，特許庁は，第 1 附則に規定された手数料と共に様式 18 により提出された明示の請求により，31 月前の如何なる時点でも当該出願を処理し又は

審査することができる。
(5) (3)にいう国際出願の翻訳文は，次についての英語による翻訳文を含まなければならない。
(i) 明細書
(ii) 出願時のクレーム
(iii) 図面の語句事項
(iv) 要約
(v) 出願人がインドを選択しなかった場合において，クレームが条約第 19 条に基づいて補正されたときは，補正されたクレーム及び同条に基づいて提出された陳述書があればその陳述書，及び
(vi) 出願人がインドを選択した場合は，国際予備審査報告書に付属する明細書，クレーム及び図面の語句事項に対する補正があればその補正
(6) 出願人が(5)にいう補正されたクレーム及び付属書類の翻訳文を，所轄庁の要請を受けたにも拘らず，要件を満たすのに残された期間を考慮して所轄庁が設定する期限内に提出しないときは，当該補正されたクレーム及び付属書類は，所轄庁による出願の以後の処理過程においては無視される。
(7) インドを指定する国際出願に係る出願人は，(3)に従うときは，指定官庁としての所轄庁に対して，第 2 附則に規定された様式を使用することが望ましい。

規則 21　優先権書類の提出
(1) 優先権書類の提出－ インドを指定する国際出願に係る出願人が特許協力条約に基づく規則の規則 17.1(a)，(b)又は(b の 2)の要件を遵守しなかった場合，条約に基づく規則の規則 17.1 の(d)に従うことを条件として，当該出願人は，同規則にいう優先権書類を本規則 20(4)にいう期限の満了前に特許庁に提出しなければならない。
(2) 特許協力条約に基づく規則の規則 51 の 2.1(e)(i)又は(ii)が適用される場合，出願人又は当該人により適法に委任された者が適法に証明した出願の英語翻訳文を規則 20(4)に規定された期限内に提出しなければならない。
(3) 出願人が(1)又は(2)の要件を遵守しない場合は，所轄庁は，優先権書類又は場合によりその翻訳文を，要請の日から 3 月以内に提出するよう出願人に要請し，出願人がそれに応じないときは，出願人の優先権主張は，法の適用上無視される。

規則 22　一定要件の不遵守の効果
インドを指定する国際出願は，出願人が規則 20 の要件を遵守しないときは，取り下げられたものとみなす。

規則 23　この章に基づく要件は，条約に基づく規則等を補足する
(1) この章の規定は，PCT 並びにそれに基づいて制定された規則及び実施細則を補足する。
(2) この章に含まれる規則と条約並びにそれに基づいて制定された規則及び実施細則との間に抵触がある場合は，条約並びにそれに基づいて制定された規則及び実施細則を国際出願に関して適用する。

第 IV 章　出願の公開及び審査

規則 24　出願の公開

特許出願が第 11A 条(1)に基づいて通常公衆の閲覧に供されない期間は，出願日又は当該出願の優先日の何れか先の日から 18 月とする。
ただし，長官が公報により出願を公開すべき期間は，通常は前記期間満了の日から 1 月又は規則 24A に基づく公開の請求の日から 1 月とする。

規則 24A　公開の請求

第 11A 条(2)に基づく公開の請求は，様式 9 によらなければならない。

規則 24B　出願の審査

(1) (i) 第 11B 条に基づく審査請求は，様式 18 により，出願の優先日又は出願日の何れか先の日から 31 月以内にしなければならない。
(ii) 第 11B 条(3)に基づく審査請求をすべき期間は，優先日(該当する場合)から 31 月又は出願日から 31 月とする。
(iii) 第 11B 条(4)に基づく審査請求は，優先日若しくは出願日から 31 月以内又は秘密保持指示の取消の日から 6 月以内の何れか遅い方にしなければならない。
(iv) 第 16 条(3)に基づく「説明」に従いなされる出願の審査請求は，出願日から若しくは最初に述べた出願(原出願)の優先日から 31 月以内又は新たにされた出願(分割出願)の出願日から 6 月以内の何れか遅い方にしなければならない。
(v) 2005 年 1 月 1 日前にされた出願についての第 11B 条に基づく審査請求をする期間は，2005 年特許(改正)法の施行前は第 11B 条に基づいて規定された期間又は本規則に基づいて規定された期間の何れか後に満了する期間とする。
(vi) 本項の規定に拘らず，2024 年特許(改正)規則の施行前にされた出願についての第 11B 条(1)に基づく審査請求をする期間は，本項に基づいて指定された期間とする。
(2) (i) (1)に基づいて審査請求が提出され，かつ，第 11A 条に基づいて出願が公開されている場合は，長官は，願書，明細書及びそれに係わる他の書類を審査官に付託するものとし，当該付託は請求が提出された順序で行われるものとする。
ただし，第 16 条に基づいてされた後続の出願の場合は，当該後続の出願の付託順序は最初の出願のそれと同一とする。
更に，最初の出願が既に審査のために付託されている場合は，後続の出願は審査請求を伴っていなければならず，当該後続の出願は，1 月以内に公開され，かつ，当該公開の日から 1 月以内に審査官に付託されるものとする。
(ii) 審査官が第 12 条(2)に基づいて報告書を作成すべき期間は，長官が当該出願を審査官に付託した日から通常 1 月とする。ただし，3 月を超えないものとする。
(iii) 長官が審査官の報告書を処理すべき期間は，長官が当該報告書を受領した日から通常 1 月とする。
(3) 最初の拒絶理由通知は，必要とされる書類と共に，長官による審査官報告書の処理の日から 1 月以内に，長官により出願人又はその授権代理人に発出される。
ただし，審査請求が利害関係人により提出されていた場合は，当該審査の通告のみを当該利

害関係人に送付することができる。
(4) 最初の拒絶理由通知への応答及び後続の応答(あれば)は，当該応答の受領順に処理される。
(5) 第 21 条に基づいて出願を特許付与のために整備する期間は，要件を遵守すべき旨の最初の拒絶理由通知が出願人に発せられた日から 6 月とする。
(6) (5)に基づいて規定する，第 21 条に基づいて出願を特許付与のために整備する期間は，当該期間満了前に様式 4 により所定の手数料を添えて期間延長を長官に請求することにより，3 月間延長することができる。

規則 24C　出願の早期審査
(1) 出願人は，次の理由の何れかに基づいて，様式 18A により第 1 附則に定める手数料を添えて規則 24B に定める期間内に正式に認証された電子送信によってのみ早期審査請求を提出することができる。
(a) 対応する国際出願において，インドが管轄国際調査機関として指定されており又は国際予備審査機関として選択されていること，又は
(b) 出願人がスタートアップ企業であること，又は
(c) 出願人が小規模事業体であること，又は
(d) 出願人が自然人である場合又は共同出願人によるものであって出願人全員が自然人である場合，出願人又は出願人の少なくとも 1 人が女性であること，又は
(e) 出願人が政府の各省庁であること，又は
(f) 出願人が，政府により所有又は管理されている，国法，地域法又は州法により設立された機関であること，又は
(g) 出願人が 2013 年会社法(2013 年法律 No. 18)第 2 条(45)に定義される国有会社であること，又は
(h) 出願人が政府により全部又は大部分財政的に支援されている機関であること，又は
説明：本号の適用上，「大部分財政的に支援されている」という用語は，1971 年会計検査院長(職務，権限及び勤務条件)法(1971 年法律 No. 56)第 14 条(1)の説明におけるのと同一の意味を有する。
(i) 中央政府の各省庁の長からの要請に基づいて中央政府が通知した分野に関連する出願であること。ただし，当該通知の前にパブリックコメントが募集される，又は
(j) インド特許庁と外国特許庁との間の協定に従って特許出願を処理するための取決めに基づいて出願人が適格であること。
説明：(j)に基づいてされた特許出願の特許性は，法の関係規定に従う。
(2) 規則 24B に基づいて提出された審査請求は，関連手数料を納付し，(1)に基づいて要求される必要書類を提出することにより，規則 24C(1)に基づく早期審査請求に変更することができる。
(3) 出願が第 11A 条(2)に基づいて既に公開されているか又は規則 24A に基づく公開請求が既に提出されている場合を除き，早期審査請求は，規則 24A に基づく公開請求を伴わなければならない。
(4) 早期審査請求が本規則の要件を遵守していない場合は，当該請求は，出願人への通告と共に，規則 24B に含まれる規定に従って処理され，早期審査請求が提出された日に提出され

たものとみなされる。
(5) 長官は，早期審査請求が受領された出願に関しては，早期審査請求を願書，明細書及び他の書類と共に当該請求の提出順に審査官に付託する。
ただし，スタートアップ企業又は小規模事業体により提出された本規則に基づく早期審査請求は，特許出願を行ったスタートアップ企業若しくは小規模事業体が，所管官庁により認められていた期間の経過のためにスタートアップ企業若しくは小規模事業体ではなくなったという理由又はその売上高が所管官庁により通知された財務基準値限界を後に超えたという理由のみでは問題とされない。
(6) 審査官が第 12 条(2)に基づく報告書を作成する期間は，長官から出願の付託を受けた日から通常 1 月であるが，2 月を超えないものとする。
(7) 長官が審査官の報告書を処理する期間は，当該報告書を長官が受領した日から 1 月である。
(8) 最初の拒絶理由通知は，必要な場合は何れかの書類を添えて，長官による審査官報告の処理日から 15 日以内に長官が出願人又はその授権代理人に発出する。
(9) 早期審査請求が提出された出願に関し，最初の拒絶理由通知に対する応答及び後続の応答(あれば)は，当該出願に対する当該応答が受領された順序で処理される。
(10) 第 21 条に基づいて特許付与のために出願を整備する期間は，最初の拒絶理由通知が出願人に発せられた日から 6 月である。
(11) (10)にいう第 21 条に基づいて特許付与のために出願を整備する期間は，当該期間の満了前に様式 4 により所定の手数料を添えて期間延長請求を長官にすることにより，3 月の期間延長することができる。
(12) 長官は，最初の拒絶理由通知に対する最終応答の受領日から 3 月の期間内又は法第 21 条に基づく特許付与のために出願を整備する最後の日から 3 月の期間内の何れか早い方で出願の処理を行う。
ただし，この期限は付与前異議の申立の場合は適用されない。
(13) 本規則に含まれる規定に拘わらず，長官は，年間に受領すべき早期審査請求の数を，公報に通知を公表することにより制限することができる。

規則 25　公開された出願の特定
第 11A 条(2)及び(5)に基づく出願の公開は，出願番号と共に文字「A」により特定される。

規則 26　取下請求
第 11B 条(4)に基づく出願の取下請求は，様式 29 でしなければならない。

規則 27　公開された書類の閲覧及び提供
第 11A 条に基づく出願の公開日後，願書並びに出願について提出された完全明細書及び仮明細書(ある場合)，図面(ある場合)，要約及び他の書類については，本件についての手数料を納付の上長官に対し書面で請求をすることにより，所轄庁においてこれを閲覧することができ，また，その写しについては，第 1 附則に規定の手数料を納付の上これを入手することができる。

規則 28　先の公開による先発明の場合の手続

(1) 長官が，第 13 条に基づく調査の後，完全明細書の何れかのクレーム中にクレームされた限りにおける発明が同条(1)(a)又は(2)にいう何れかの明細書又はその他の書類において公開されていたことに納得するときは，長官は，そのような特定の拒絶の要旨及びその根拠を出願人に通知し，かつ，出願人は，明細書を補正する機会を与えられる。

(2) 出願人が(1)に基づく長官の拒絶理由通知の何れかについて抗弁するとき又は出願人が明細書を補正するか否かに関する意見書と共に明細書を再提出するときは，出願人は，本件について，請求すれば聴聞を受ける機会を与えられる。

ただし，当該請求は，第 21 条(1)に基づいて定められた期間の最終日の 10 日前までにしなければならない。

なお，聴聞の請求については，長官が当該事件の状況において適切とみなす更に短い期間内にこれを提出することが認められる。

(3) 出願人が(2)に基づく聴聞を拒絶理由通知日から 1 月以内に請求したとき又は長官が，出願人が明細書を再提出したか否かを問わず，そうすることが望ましいと認めるときは，長官は，当該出願を特許付与のために整備する残存期間又は事件の他の状況を考慮して，聴聞の日時を直ちに決定する。

(4) 出願人には，10 日の予告で又は事件の状況により適切と長官が認める更に短い予告で，当該聴聞について通知し，出願人は速やかに，聴聞に出席するか否かについて長官に届け出なければならない。

(5) 出願人を聴聞した後又は出願人が聴聞に出席しなかったか若しくは聴聞を受けることを希望しなかったときは聴聞なしで，長官は，明細書について長官が適切と認める補正をすべき旨を指定し又は許可することができ，また，長官が定める期間内にそのように指定し又は許可した補正がされない限り，特許の付与を拒絶することができる。

(6) 聴聞はまた，ビデオ会議又は視聴覚通信装置を介して開催することもできる。

ただし，当該聴聞は適切なオフィスで行われたとみなされる。

説明：本規則の適用上，通信装置という表現は，2000 年情報技術法(2000 年法律 No. 21)第 2 条(1)(ha)において与えられたものと同一の意味を有する。

(7) 聴聞のすべての場合に，文書提出物及び関連書類(あれば)は，聴聞の日から 15 日以内に提出しなければならない。

規則 28A　第 14 条に基づく審査官報告書の考慮に関する手続

出願人が自己に通知された何れかの拒絶理由に抗弁する場合は，規則 28 に規定された手続を適用することができる。

規則 29　先のクレームによる先発明の場合の手続

(1) 完全明細書の何れかのクレーム中にクレームされた限りにおける発明が第 13 条(1)(b)に該当する他の明細書の何れかのクレーム中でクレームされていることが判明したときは，出願人には，その旨が通知され，かつ，自己の明細書を補正する機会が与えられる。

(2) 出願人の明細書がその他の点では特許付与のために整備されており，第 13 条(1)(b)に基づく拒絶理由が未解決のときは，長官は，特許の付与を延期し，拒絶理由の除去のため 2 月の期間を許可することができる。

規則 29A　グレースピリオド
第 31 条に基づいて指定された期間を援用する出願は，第 1 附則に定める手数料を添えて様式 31 により提出しなければならない。

規則 30　先発明の場合における完全明細書の補正
(1) 出願人が請求するとき又は拒絶理由が規則 29(2)にいう期間内に除去されなかったと長官が納得するときは，出願人を聴聞する日が直ちに決定され，少なくとも 10 日前に，決定された日について出願人に通告される。出願人は速やかに，当該聴聞に出席するか否かを長官に届け出なければならない。
(2) 出願人を聴聞した後又は出願人が聴聞に出席しなかったか若しくは聴聞を受けることを希望しない旨を届け出たときは聴聞なしで，長官は，自己の納得するように当該明細書の補正をすることを指定し又は許可することができ，かつ，長官が指摘する他の明細書への言及を出願人の明細書に挿入すべき旨を指示することができる。ただし，長官が決定する期間内に，当該補正がされ又はそれに同意される場合は，この限りでない。

規則 31　他の明細書への言及の様式
規則 30 に従い，長官が他の明細書への言及を出願人の完全明細書に挿入すべき旨を指示したときは，当該言及は，クレームの後に挿入し，かつ，次の様式によらなければならない。すなわち，「1970 年特許法第 18 条(2)に従い，出願番号第……号にて出願された明細書を参照。」

規則 32　侵害の虞がある場合の手続
第 13 条に基づいてされた調査の結果，出願人の発明は他の特許のクレームの侵害となる実質的な危険を冒すことなしには実施することができないと長官が認めるときは，出願人にその旨が通知され，規則 29 に規定された手続が必要な限りにおいて適用される。

規則 33　他の特許への言及の様式
第 19 条(1)に基づいて，長官が他の特許への言及を出願人の完全明細書に挿入すべき旨を指示したときは，当該言及は，クレームの後に，次の様式により挿入しなければならない。
すなわち，「1970 年特許法第 19 条(1)に従い，出願番号第……号にて出願された明細書を参照。」

規則 34　第 20 条(1)に基づいて請求すべき方法
(1) 第 20 条(1)に基づく請求は，様式 6 によらなければならない。
(2) 移転証若しくは契約書の原本又はその認証謄本若しくは公証謄本もまた，長官の検証のため提出しなければならず，また長官は，必要と認める権原の他の証拠又は同意書を要求することができる。

規則 35　第 20 条(4)に基づいて請求をすることができる方法
(1) 第 20 条(4)に基づく請求は，様式 6 によらなければならない。

(2) 当該請求書には，共同出願人の死亡証明及び死亡者遺言検認書の認証謄本若しくは死亡者の財産に係る遺産管理書の認証謄本又は同意を与えた者が死亡した出願人の法定代理人である旨を立証する他の何らかの書類を添付しなければならない。

規則 36　第 20 条(5)に基づく申請の方法

(1) 第 20 条(5)に基づく申請は，様式 6 により 2 通をもって行い，出願人が依拠する事実及び出願人が求める指示を十分に記述した陳述書を添付しなければならない。

(2) 当該申請書及び陳述書の写し各 1 通は，長官が他の共同出願人の各々に送付しなければならない。

規則 37　特許付与時における出願の番号付け

特許付与時に，出願は，1911 年インド特許及び意匠法(1911 年法律 No.2)に基づいて特許に与えられる連続番号による番号(出願番号という)を付されるものとし，これは，そのように付与される特許証の番号とする。

第 VI 章　特許付与に対する異議手続

規則 55　特許に対する異議申立

(1) 第 25 条(1)に基づく異議申立は，所轄庁と出願人への写しを様式 7(A)により提出しなければならず，かつ，陳述書及び当該申立を支持する証拠(ある場合)並びに希望のあるときは聴聞の請求を含まなければならない。

(1A) (1)の如何なる規定にも拘らず，特許は第 11A 条に基づく出願の公開日から 6 月の満了前には一切付与されない。

(2) 長官は，出願の審査請求が提出されたときに限り当該異議申立を審査する。

(3) 長官は，異議申立ての審査時に，

(a) 申立てにおいて一応の証拠があると立証されていないことに納得する場合，異議申立人にその旨を通知し，また

(i) 異議申立人が当該事項について聴聞を受けることを当該通知の日から 1 月以内に請求しない限り，長官は異議申立ての拒絶の理由を記録する命令を発する。

(ii) 異議申立人が聴聞を請求する場合，長官は，聴聞を受ける機会を異議申立人に与えた後，聴聞の日から 1 月以内に異議申立ての拒絶又は一応の受理の理由を記録する命令を発し，その旨が出願人に通知される。

(b) 異議申立てにおいて一応の証拠があると立証されたことに納得する場合，長官は，異議申立ての受領から 1 月以内に，その理由を記録する命令を発し，その旨を出願人に通知する。

(4) (3)に基づく通知の受領時に，出願人は，希望するときは，当該通知の日付から 2 月以内に自己の意見書及び出願を支持する証拠(ある場合)を異議申立人への写しを添えて提出しなければならない。

(5) 出願人の提出した意見書及び証拠，異議申立人の提出した陳述書及び証拠を含む異議申立，当事者による提出物及び請求があった場合は当事者の聴聞の後の当該提出物の検討に基づき，長官は，異議申立を棄却するか，完全明細書及び他の書類を特許付与前に長官が納得するように補正を要求するか又は出願を拒絶するかの何れかを，上記手続の完了から 1 月以内に出願人及び申立人に対して同時に決定する命令を伝える。

(5A) 規則 62(2)から(4)までの手続は，本規則に基づく聴聞についての手続に対しても可能な限り適用する。

(5B) 異議申立が提出され，また，(3)に基づいて長官により通知が発出された特許出願は，規則 24C に従って審査される。

規則 55A　異議申立書の提出

第 25 条(2)に基づいて提出すべき異議申立書は，様式 7 により作成し，2 通を所轄庁における長官宛に送付しなければならない。

規則 56　異議部の構成及びその手続

(1) 長官は，規則 55A に基づく異議申立の受領時に，命令により，3 名の構成員からなる異議部を形成し，そのうちの 1 名を異議部の部長に指名する。

(2) 第 73 条(2)に基づいて任命された審査官は，異議部の構成員として適格とする。

(3) 出願に係る特許付与の手続中に当該特許出願を扱ったことがある審査官は，当該出願について(2)に規定された異議部の構成員として不適格とする。
(4) 異議部は，規則 57 から規則 60 までに基づいて提出された書類に沿って第 25 条(3)にいう異議申立の審査を行い，当該書類の送付があった日から 2 月以内に，異議申立に挙げられた各根拠に関する理由及び異議部の共同勧告を含む報告書を提出しなければならない。

規則 57　異議申立陳述書及び証拠の提出
異議申立人は，異議申立人の利害の内容，自己の事件の基礎となる事実及び自己が求める救済措置を記述した陳述書 2 通並びに証拠(ある場合)を，異議申立書と共に送付し，かつ，特許権者に当該陳述書及び証拠(ある場合)の写し各 1 通を送達しなければならない。

規則 58　意見書及び証拠の提出
(1) 特許権者が異議を争いたいときは，当該特許権者は，規則 57 に基づく陳述書及び異議申立人の証拠(ある場合)の写しを受領した日から 2 月以内に，異議を争う理由を十分に記述した意見書及びその者の立場を支持する証拠(ある場合)を所轄庁に提出し，かつ，その写し 1 通を異議申立人に送達しなければならない。
(2) 特許権者が異議について争うことを望まないか又は(1)に規定の期間内に意見書及び証拠を提出しないときは，特許は取り消されたものとみなす。

規則 59　異議申立人による弁駁証拠の提出
異議申立人は，規則 58 に基づく特許権者の意見書及び証拠の写し各 1 通の送達を受けた日から 1 月以内に，特許権者の証拠における事項に厳格に限定した弁駁証拠を所轄庁に提出し，かつ，当該弁駁証拠の写し 1 通を特許権者に送達しなければならない。

規則 60　長官の許可により提出すべき追加の証拠
追加の証拠は，長官の許可又は指示による場合を除き，何れの当事者も一切送達してはならない。
ただし，当該許可又は指示については，長官が規則 62 に基づく聴聞を決定する前に，これを請求することを条件とする。

規則 61　提出されるべき書類の通数
(1) 異議申立書において又は当該異議申立に関連して提出され，かつ，長官の納得するように認証された何らかの陳述書又は証拠において言及された全ての書類の写しは，長官が別段の指示をしない限り，同時に 2 通を提出しなければならない。
(2) 英語以外の言語による明細書又はその他の書類が異議申立書，陳述書又は証拠において言及されているときは，その英語による認証翻訳文 2 通を当該異議申立書，陳述書又は場合により証拠と共に提出しなければならない。

規則 62　聴聞
(1) 証拠(ある場合)の提出の完了時及び異議部の勧告の受領時又は長官が適切と考えるその他のときに，長官は，異議申立を聴聞する日時を定め，当該聴聞について 10 日以上前に当

事者に通知しなければならず，また異議部の構成員に聴聞に出席すべき旨を命じることができる。
(2) 何れかの手続当事者が聴聞を受けようとするときは，当該当事者は，第 1 附則に規定の手数料を添えた届出により，その旨を長官に通知しなければならない。
(3) 長官は，(2)に基づく届出をしなかった当事者の聴聞を拒絶することができる。
(4) 何れかの当事者が聴聞において異議申立書，陳述書又は証拠において未だ記述していない刊行物に依拠しようとするときは，自己の意思を当該刊行物の詳細と共に，5 日以上前に相手方当事者及び長官に通知しなければならない。
(5) 長官は，聴聞を受けることを希望する 1 若しくは複数の当事者を聴聞した後又は何れの当事者も聴聞を受けることを希望しないときは聴聞なしで，かつ，異議部の勧告を参酌した後，異議について決定し，かつ，当該決定を，それについての理由を挙げて当事者に通知しなければならない。

規則 63　費用の決定
特許権者が異議申立のされた後に特許の取下を希望する旨を長官に通知したときは，長官は，事件の実体に応じて，費用を異議申立人に対して裁定すべきか否かを決定することができる。

規則 63A　第 26 条(1)に基づいてされる請求
第 26 条(1)に基づく請求は，様式 12 により，長官の命令の日から 3 月以内にしなければならず，かつ，申立人が依拠する事実及びその者が求める救済措置を記載した陳述書を添付しなければならない。

規則 66　第 28 条(2)に基づく請求をする様式
第 28 条(2)に基づく請求は，様式 8 によらなければならない。

規則 67　第 28 条(3)に基づく請求をする様式
(1) 第 28 条(3)に基づく請求は，様式 8 によりしなければならず，かつ，当該請求をする状況を記述した陳述書を添付しなければならない。
(2) 長官は，当該請求及び陳述書の写し各 1 通を，各特許出願人(ただし，請求人でない者)及び利害関係があると長官が認めるその他の者に送付しなければならない。

規則 68　第 28 条(7)に基づいてすべき申請の様式
(1) 第 28 条(7)に基づく証明書の申請については，様式 8 によりこれをしなければならず，かつ，当該申請をする状況を記述した陳述書を添付しなければならない。
(2) 長官は，申請書及び陳述書の写し各 1 通を，各特許権者又は場合により特許出願人及び利害関係があると長官がみなすその他の者に送付しなければならない。

規則 69　第 28 条に基づく請求又は申請についての聴聞の手続
異議申立書，陳述書，意見書の提出，証拠提出，聴聞及び費用に関する規則 55A 及び規則 57 から規則 63 までに規定の手続は，異議手続に対して適用するのと同様に，第 28 条に基

づく請求又は申請についての聴聞に対しても可能な限り適用する。ただし，特許権者に対する言及は，請求又は場合により申請をする者に対する言及と解釈する旨の変更に従うことを条件とする。

規則 70　発明者の掲載

第 28 条(1)に基づく発明者の掲載は，次の様式により関係する書類においてする。すなわち，「1970 年特許法第 28 条の趣旨での本発明／本発明の実質的部分の発明者は，……の……である。」

規則 70A　発明者であることの証明書

(1) 長官は，第 1 附則に定める手数料を添えて様式 8A により発明者によりなされた請求に基づいて，有効な特許に係る発明者であることの証明書を発明者に交付できる。

(2) 長官は，第 1 附則に定める手数料を添えて様式 8A により発明者によりなされた請求に基づいて，有効な特許に係る発明者であることの証明書副本を発明者に交付することができ，当該請求は，発明者であることの証明書原本を紛失，毀損若しくは損傷した状況又はそれを提出することができない状況を記載した陳述を含む。

第 VII 章　秘密保持の指示

規則 71　第 39 条に基づいてインド国外で特許出願をする許可

(1) インド国外で特許出願をする許可を求める請求は，様式 25 によらなければならない。
(2) 長官は，(1)に基づいてされた請求を，当該請求の提出日から 21 日の期間内に処理する。
ただし，国防又は原子力に関する発明の場合は，21 日の期間は，中央政府からの同意の受領日から起算する。

規則 72　再検討の結果についての第 36 条(2)に基づく通知

(1) 第 36 条(1)に基づく各再検討の結果については，その通知を長官が受領した日から 15 日以内に，これを特許出願人に伝えなければならない。
(2) 第 38 条に基づく秘密保持指示の取消の期間延長－第 38 条に基づいて行うべきことが求められ又は認められている事項を行うための期間の延長は，第 35 条(1)に基づいて中央政府により発せられた指示が有効であった期間を超えないものとする。

第 VIII 章　特許の付与

規則 74　特許証の様式

(1) 特許証の様式は，第 3 附則に規定された様式に各事件の状況により求められる変更を施したものとし，規則 37 に基づいて出願に付与された番号を付していなければならない。
(2) 特許証は，第 43 条に基づく特許付与の日から通常は 7 日以内に発行されるものとする。

規則 74A　特許付与に関係する書類の閲覧

特許付与の公告日の後，願書並びに完全明細書及び仮明細書(ある場合)，図面(ある場合)，要約及びそれらに関するその他の書類について，長官に書面で請求し，かつ，手数料を納付の上，所轄庁において閲覧することができ，また第 1 附則に規定の手数料を納付の上，写しを入手することができる。

規則 75　第 44 条に基づく特許証の訂正

特許証の訂正についての第 44 条に基づく申請については，裏付けとなる証拠を添えて様式 10 によりこれを行い，かつ，特許証を添付しなければならない。

規則 76　第 51 条(1)に基づく指示の申請方法

(1) 第 51 条(1)に基づく指示の申請は，様式 11 により行い，申請人が依拠する事実を記述した陳述書を添付しなければならない。
(2) 長官は，当該申請書及び陳述書の写し各 1 通を，特許の被付与者又は特許所有者として登録された他の各人に送付しなければならない。

規則 77　第 51 条(2)に基づく申請方法

(1) 第 51 条(2)に基づく指示の申請は，様式 11 により行い，申請人が依拠する事実を記述した陳述書を添付しなければならない。
(2) 長官は，当該申請書及び陳述書の写し各 1 通を懈怠者に送付しなければならない。

規則 78　第 51 条に基づく手続の聴聞についての手続

異議申立書，陳述書及び意見書の提出，証拠提出，聴聞並びに費用に関する規則 55A 及び規則 57 から規則 63 までに規定の手続は，異議手続についての聴聞に対して適用するのと同様に，第 51 条に基づく申請の聴聞に対しても可能な限り適用する。

規則 79　第 52 条(2)に基づく請求

(1) 第 52 条(2)に基づく請求は，様式 12 により，同条(1)にいう審判部又は裁判所の命令の日から 3 月以内に行い，かつ，申立人が依拠する事実及びその者が求める救済措置を記述した陳述書並びに審判部又は裁判所の命令書の認証謄本を添付しなければならない。
(2) 審判部又は裁判所が発明の一部に限り出願人に対して特許を付与すべき旨を命令した場合は，交付される新たな特許証には，当該特許が付与されたのと同日に受理された完全明細書に与えられる同一連続番号での番号を与えなければならない。

規則 80　第 53 条に基づく更新手数料

(1) 特許を有効に維持するため，特許証の日付から第 2 年次又はその後続年次の満了時に，第 1 附則に規定の更新手数料の納付がされていなければならず，これは第 2 年次又はその後続年次の満了前に特許庁に送金されなければならない。

(1A) (1)に規定の更新手数料の納付のための期間は，当該期間延長の請求が第 1 附則に規定の手数料を添えて様式 4 により行われたときは，これを 6 月以下の期間まで延長することができる。

(2) 更新手数料を納付するに当たっては，関係特許番号及び日付並びに当該手数料の納付に係る年次を挙げなければならない。

(3) 2 年以上について納付を必要とする年次更新手数料は，前納することができる。
ただし，電子的方法によって年次更新手数料が 4 年以上前払いされる場合，その更新手数料には 10%の減額が適用される。

(4) 長官は，自己が必要とみなす調査をした後，何れかの更新手数料を引き落とし，かつ，当該手数料が納付された旨の証明書を発行しなければならない。

第 IX 章　願書，明細書又はそれらに関する書類の補正

規則 81　願書，明細書又はそれらに関する書類の補正

(1) 特許願書若しくは完全明細書又はそれらに関する書類の第 57 条に基づく補正申請は，様式 13 によらなければならない。

(2) (1)に基づく補正申請が付与されなかった特許出願に係るときは，長官は，当該補正を許可すべきか否か及び如何なる条件(ある場合)を付すべきかを決定しなければならない。

(3) (a) (1)に基づく補正申請が特許の付与後にされ，かつ，提案された補正の内容が本質的であるときは，当該申請は，公告しなければならない。

(b) 補正申請に異議を申し立てようとする者は何人も，当該申請の公告の日から 3 月以内に，様式 14 により異議申立書を提出しなければならない。

(c) 陳述書及び意見書の提出，証拠提出，聴聞並びに費用に関する規則 57 から規則 63 までに規定の手続は，異議手続についての聴聞に対して適用するのと同様に，第 57 条に基づく異議申立の聴聞に対しても可能な限り適用する。

規則 82　補正明細書等の作成

長官が特許願書若しくは完全明細書又はその他の書類の補正を許可する場合において，長官が求めるときは，出願人は，長官により指定されるべき期間内に，補正した願書若しくは明細書又は場合によりその他の書類を，本規則の規定に従って所轄庁に提出しなければならない。

規則 83　許可された補正の公告

特許の付与後に許可された補正は，公告しなければならない。

第 X 章　特許の回復

規則 84　特許の回復

(1) 第 60 条に基づく特許の回復申請は，様式 15 によらなければならない。
(2) 長官が，特許の回復について一応の証拠がある事件が立証されなかったと納得するときは，長官はその旨を申請人に通知しなければならず，申請人が当該事項について聴聞を受けることを当該通知の日から 1 月以内に請求しない限り，長官は当該申請を拒絶する。
(3) 申請人が許可された期間内に聴聞を請求し，かつ，長官が，当該聴聞を行った上，更新手数料の不納付が故意でなかった旨を一応納得する場合は，長官は，当該申請を公告しなければならない。

規則 85　第 61 条に基づく回復に対する異議申立

(1) 規則 84(3)に基づく申請の公告の日から 2 月以内のいつでも，利害関係人は，様式 14 によりそれに対する異議を申し立てることができる。
(2) 異議申立書の写しは，長官が申請人に送付しなければならない。
(3) 陳述書及び意見書の提出，証拠提出，聴聞並びに費用に関する規則 57 から規則 63 までに規定の手続は，異議手続における聴聞に対して適用するのと同様に，第 60 条に基づく異議申立の聴聞に対しても可能な限り適用する。

規則 86　不納付の更新手数料の納付

(1) 長官が申請人にとって有利に決定したときは，当該申請人は，長官が当該回復申請を許可した命令の日から 1 月以内に，不納付の更新手数料及び第 1 附則に規定の追加手数料を納付しなければならない。
(2) 長官は，自己の決定について，公告しなければならない。

第 XI 章　特許の放棄

規則 87　特許の放棄

(1) 長官は，第 63 条に基づいてされた申出を公告しなければならない。
(2) 利害関係人は，当該申出書の公告の日から 3 月以内に，様式 14 の 2 通により，長官に異議を申し立てることができる。
(3) 陳述書及び意見書の提出，証拠提出，聴聞並びに費用に関する規則 57 から規則 63 までに規定の手続は，異議手続における聴聞に対して適用するのと同様に，第 63 条に基づく異議申立の聴聞に対しても可能な限り適用する。
(4) 長官が特許を放棄する旨の特許権者の申出を受理するときは，長官は，特許権者に対して特許証を返還すべき旨を指示することができ，当該特許証の受領時に，長官は，命令により特許を取り消し，当該特許の取消を公告しなければならない。

第 XII 章　特許登録簿

規則 88　第 67 条に基づく特許登録簿

(1) 特許の付与時に，長官は，特許権者としての被付与者の名称，住所及び国籍，発明の名称(当該発明が関係する分類を含む)，特許の日付及びその付与の日付を特許権者の送達宛先と共に，各所轄庁の特許登録簿に記入しなければならない。

(2) 長官はまた，各特許に関して長官，審判部又は裁判所に対する法に基づく手続に関する明細を特許登録簿に記入しなければならない。

(3) 特許登録簿又はその一部がコンピュータ用フロッピーディスク，ディスケット又はその他の電子形式である場合は，それは長官から適法に許可された者によってのみ維持され，かつ，アクセスされるものとし，同登録簿における記入又は記入の変更若しくは更正は，長官によりそれを許可されていない何人も一切してはならない。

規則 90　特許についての権原及び権利の登録

(1) 第 69 条(1)又は(2)にいう申請は，様式 16 によらなければならない。

(2) 特許の所有権に影響を及ぼすとされる他の何らかの書類について，当該書類に基づく受益者が特許登録簿への記入を求める申請は，様式 16 によらなければならない。

規則 91　特許の移転証等の長官への提出

特許の移転に効力を与え，その証拠となり若しくはその所有権に影響を及ぼし又は当該申請において主張される特許についての権利を創出している移転証及びその他の書類の各々は，長官が別段の指示をしない限り，申請書と共に長官に提出しなければならず，この申請書には申請人又はその代理人により正本と証明された移転証又はその他の書類の写し 2 通を添付しなければならない。また長官は，自己が必要とする権原の他の証拠又は同意書を要求することができる。

規則 92　特許についての権原又は権利の登録

第 69 条(1)又は(2)に基づく申請の受領後，長官は，特許について関係人の権原又は場合によりその者の権利を登録しなければならず，特許登録簿には，次の様式により記入しなければならない。

すなわち，「……に関して受理された申請に従い，……付にて，当事者……と相手方当事者……との間で締結された移転証書／ライセンス証書／譲渡抵当証書等によって，特許所有者／ライセンシー／譲渡抵当権者等として登録された。」

規則 93　更新手数料の記入

長官は，特許に係る所定の更新手数料の納付を受けたときは，当該手数料が納付された事実及び当該手数料の納付の日を特許登録簿に記入し，かつ，特許の更新証明書を発行しなければならない。

規則 94　宛先の変更

(1) 特許権者は，その者に付与された特許に関して特許登録簿に記入された自己の名称，国

籍，住所又は送達宛先の変更について，納付を必要とする手数料を添えて，書面で長官に請求することができる。長官は，当該名称又は国籍の変更請求について処理する前に，自己が適切と認める変更の証拠を要求することができる。
(2) 長官が(1)に基づいてされた請求を認めるときは，長官は，特許登録簿の記入をそれに応じて変更させなければならない。
(3) 特許権者がインドにおける追加の送達宛先の特許登録簿への記入について，納付を必要とする手数料を添えて書面で請求し，かつ，長官が当該請求を認めるべきものと納得するときは，長官は，当該追加の送達宛先を特許登録簿に記入させなければならない。

規則 95　第 72 条に基づく特許登録簿の閲覧及びそれにつき納付を要する手数料
(1) 特許登録簿は，第 1 附則に規定の閲覧のための手数料の納付があったときは，就業時間中に公衆の閲覧に供せられる。
(2) 特許登録簿又はその一部がコンピュータ用フロッピーディスク，ディスケット又はその他の電子形式であるときは，規則 88(3)に基づいて長官により許可された者は，コンピュータ用フロッピーディスク，ディスケット若しくはその他の電子形式又はその記録の出力に対するアクセスを提供しなければならない。

第 XIII 章　強制ライセンス及び特許取消

規則 96　強制ライセンス等の申請

第 84 条，第 85 条，第 91 条，第 92 条又は第 92A 条に基づく命令を求める長官に対する申請は，様式 17 又は場合により様式 19 によらなければならない。中央政府によりされる請求の場合を除き，申請には，申請人の権利の内容及び申請人が受諾しようとするライセンスの条件を記述しなければならない。

規則 97　一応の証拠がある事件が立証されないとき

(1) 証拠を審査の上，長官が，規則 96 にいう法の何れかの条に基づく命令を発することについて一応の証拠がある事件が立証されていないと納得するときは，長官は，申請人にその旨を通知し，かつ，申請人が当該事項について聴聞を受けることを当該通知から 1 月以内に請求しない限り当該申請を拒絶する。

(2) 申請人が聴聞を受けることを(1)に基づいて認められた期間内に請求したときは，長官は，申請人に対して聴聞を受ける機会を与えた後，申請の手続を遂行することができるか否か又は当該申請を拒絶すべきか否かを決定しなければならない。

規則 98　第 87 条(2)に基づく異議申立書

(1) 第 87 条(2)に基づく異議申立書は，様式 14 によるものとし，同条(1)に基づく申請の公告の日から 2 月以内に，これを長官に送付しなければならない。

(2) (1)にいう異議申立書には，異議申立人が申請人に対して許諾する用意があるライセンスの条件(ある場合)を含み，かつ，当該異議申立を支持する証拠を添付しなければならない。

(3) 異議申立人は，自己の異議申立書及び証拠の写し各 1 通を申請人に送達し，かつ，当該送達を実施した時を長官に通知しなければならない。

(4) 追加の陳述書又は証拠は，長官の許可又は要求がある場合を除き，何れの当事者もこれを送達してはならない。

(5) 長官は，当該事件についての聴聞の日時を直ちに定め，10 日以上前に当該聴聞について全当事者に通知しなければならない。

(6) 規則 62(2)から(5)までに規定の手続は，異議手続における聴聞に対して適用するのと同様に，本条規則による聴聞についての手続に対しても可能な限り適用する。

規則 99　取消命令の公告方法

長官は，第 85 条(3)に基づいて自己が発した特許を取り消す命令については，これを公告しなければならない。

規則 100　第 88 条(4)に基づく申請

(1) 長官が裁定したライセンスの条件の変更についての第 88 条(4)に基づく申請は，様式 20 によりするものとし，申請人が依拠する事実及びその者が求める救済措置を記載し，かつ，当該申請を支持する証拠を添付しなければならない。

(2) 長官が当該ライセンス条件の変更について一応の証拠がある事件が立証されていないと

納得するときは，長官は，申請人にその旨を通知し，かつ，1 月以内に申請人が当該事項について聴聞を受けることを請求しない限り当該申請を拒絶することができる。
(3) 長官は，申請人に対して聴聞を受ける機会を与えた後，当該申請について手続を遂行すべきか否か又は当該申請を拒絶すべきか否かを決定しなければならない。

規則 101　第 88 条(4)に基づく申請の場合にとるべき手続

(1) 長官が当該申請手続の遂行を許可したときは，長官は，申請書の写し及びそれを支持する証拠の写しを，特許権者若しくは当該特許に利害関係を有するとして特許登録簿に掲載されている者に宛てて又は長官が当該写しを送達すべきと認めるその他の者に宛てて送達すべき旨を当該申請人に指示しなければならない。
(2) 申請人は，当該申請書の写し及び証拠の写しを(1)にいう特許権者及びその他の者に送達した日付を長官に通知しなければならない。
(3) 当該申請書及び証拠の写しを送達された特許権者又はその他の者は，様式 14 により当該送達の日から 1 月以内に，長官に異議を申し立てることができる。当該異議申立書には，異議申立人が依拠する理由を記載し，かつ，当該異議申立を支持する証拠を添付しなければならない。
(4) 異議申立人は，異議申立書及びその者の証拠の写しを申請人に送達し，かつ，当該送達を実施した日付を長官に通知しなければならない。
(5) 追加の証拠又は陳述書は，長官の特別許可又は長官による請求がある場合を除き，何れの当事者も一切これを提出してはならない。
(6) 上記手続の完了時に，長官は，当該事件の聴聞の日時を直ちに定め，かつ，10 日以上前に当該聴聞について全当事者に通知しなければならない。
(7) 規則 62(2)から(5)までに規定の手続は，異議手続における聴聞に対して適用するのと同様に，本条規則に基づく聴聞についての手続に対しても可能な限り適用する。
(8) 長官がライセンスの条件を変更することを決定したときは，長官は，申請人に許諾されたライセンスを自己が必要とみなす方法により直ちに修正しなければならない。

規則 102　第 94 条に基づく強制ライセンスの終了の申請

(1) 第 94 条(1)に基づく強制ライセンスの終了の申請は，様式 21 により，特許権者又は特許についての権原若しくは権利を取得したその他の者がしなければならない。申請書には，当該申請を支持する証拠を添付しなければならない。
(2) 申請人は，申請書及び証拠の写し各 1 通を強制ライセンスの所有者に送達し，かつ，当該送達を実施した日付を長官に通知しなければならない。
(3) 強制ライセンスの所有者は，当該申請書及び証拠を自らが受領した日から 1 月以内に，当該申請に対する異論を証拠(ある場合)と共に長官に提出することができ，かつ，異論の写しを申請人に送達することができる。
(4) 追加の証拠又は陳述書は，長官の特別許可又は長官による請求がある場合を除き，何れの当事者も一切これを提出してはならない。
(5) 長官は，前記手続の完了時に，当該事件の聴聞の日時を直ちに定め，かつ，10 日以上前に当該聴聞について全当事者に通知しなければならない。
(6) 規則 62(2)から(5)までに規定の手続は，異議手続における聴聞に対して適用するのと

同様に，本条規則に基づく聴聞についての手続に対しても可能な限り適用する。
(7) 長官が強制ライセンスを終了させることを決定したときは，長官は，当該終了についての条件(ある場合)を提示する命令を直ちに発し，かつ，当該命令の謄本を両当事者に送達しなければならない。

第 XIV 章　科学官

規則 103　科学官名簿

(1) 長官は，第 115 条の適用上，科学官名簿を維持管理する。当該名簿は，毎年更新される。当該名簿には，科学官の名称及び住所，署名見本及び写真，それらの者の称号並びに学歴，専攻分野及び技術上，実務上及び研究上の経験に関する情報を記載しなければならない。

(2) 何人かが次に該当するときは，自己の名称を科学官名簿に記入させる資格があるものとする。

(i) 科学，工学，技術又は同等の学位を保有する

(ii) 少なくとも 15 年の技術上，実務上又は研究上の経験を有する，及び

(iii) 中央政府又は州政府の科学若しくは技術関係の部局又は何らかの機関において責任のある地位に現にあるか若しくはあった

規則 103A　科学官名簿への記入不適格

次に該当する者は，科学官名簿への記入が不適格である。

(i) 管轄裁判所から精神異常の判決を受けたことがある。

(ii) 免責されていない破産者である。

(iii) 免責された破産者であって，破産は自己の側の不正行為ではなく不運によって生じた旨の証明書を裁判所から取得していない。

(iv) 管轄裁判所から，インド国内，国外を問わず一定期間の拘禁を伴う有罪判決を受けたことがある。ただし，判決を受けた罪が赦免された場合又は当該人の申請に基づき中央政府がこのための命令により障害を除去した場合を除く。又は

(v) 職業上の不正行為で有罪となったことがある。

規則 104　科学官名簿への記載の申請方法

利害関係人は，自己の経歴資料を提出して，その名称の科学官名簿への記載を求めて長官に申請することができる。

規則 105　その他の者の名称の科学官名簿への記載

長官は，規則 103 及び規則 104 の如何なる規定にも拘らず，何人についても，長官が適切とみなす調査の後，長官がその者を科学官名簿に記入すべきと認めるときは，その者の名称を科学官名簿に記入することができる。

規則 106　条件緩和権限

長官は，そのようにすることが必要又は便宜であると認める場合において，何人に関しても，その者が他の点で十分資格のあるときは，規則 103(2)に規定の資格要件を，書面による記録を理由として，命令により緩和することができる。

規則 107　科学官名簿からの抹消

長官は，次のときは，何人の名称も科学官名簿から抹消することができる。

(a) その者が当該抹消の請求を行ったとき，
(b) 長官が，その者の名称が錯誤により又は何らかの重大な事実についての不実表示若しくは隠蔽により，当該名簿に記入されたと納得するとき，
(c) その者が有罪の判決を受けて有期の拘禁刑を宣告され又はその者の職業上の資格での違法行為で有罪となったことがあり，かつ，長官が，その者の名称を当該名簿から抹消すべきと認めたとき，又は
(d) その者が死亡したとき
ただし，(a)及び(d)を除いて，本条規則に基づいて何人かの名称を科学官名簿から抹消する前に，その者に対して聴聞を受ける適切な機会を与えなければならない。

第 XV 章　特許代理人

規則 108　特許代理人登録簿に記載すべき明細

(1) 第 125 条に基づいて維持管理される特許代理人登録簿は，各登録代理人の名称，国籍，主たる営業所の宛先，支所(あれば)の宛先，資格，登録日及び代理人の登録更新の詳細並びに長官が定めるその他の明細を含むものとする。

(2) 特許代理人登録簿がコンピュータ用フロッピーディスク，ディスケット又はその他の電子形式である場合は，それは長官が適法に許可した者によってのみ維持され，かつ，アクセスされるものとし，同登録簿における記入又は記入の変更若しくは更正は，長官がそれを許可していない者は何人も一切してはならない。

(3) (i) 特許代理人登録簿の写しは各支庁において維持管理する。

(ii) 特許代理人登録簿はまた，特許代理人として登録された者の署名見本及び写真を含むものとする。

規則 109　特許代理人の登録申請

(1) 特許代理人としての登録をしようとする者は何人も，様式 22 により申請しなければならない。

(2) 申請人は，長官が必要とすることがある他の情報も提供しなければならない。

(3) 規則 110 に基づく資格試験を受けようとする者は，当該試験の通告の後，かつ，その通告で指定される期間内に，第 1 附則に定める手数料を添えて長官に請求を行わなければならない。

規則 110　特許代理人の資格試験の明細

(1) 第 126 条(1)(c)(ii)にいう資格試験は，筆記試験及び口述試験から成る。

(2) 資格試験は，次の試験から構成される。すなわち，

・筆記試験 I　1970 年特許法(1970 年法律 No.39)，2003 年特許規則，2000 年意匠法(2000 年法律 No.16)及び 2001 年意匠規則

・筆記試験 II　特許明細書，意匠明細書及び他の書類の作成及び解釈

・口述試験

(3) 志願者は，筆記試験 I 及び筆記試験 II で 50 点以上，総計 60 パーセントを取得したときに限り，資格試験に合格したものとする。

規則 111　特許代理人の登録

志願者が規則 110 に規定の資格試験に合格し，かつ，長官が必要と認める他の情報を入手した後，長官は，第 1 附則に規定の該当手数料の受領時に当該志願者の名称を特許代理人登録簿に記入し，その者に対して特許代理人としての登録証明書を交付する。

規則 111A　特許代理人の証明書副本の交付

長官は，第 1 附則に規定の手数料を添え，かつ，規則 111 に基づいて交付された証明書原本を紛失，毀損したので提出することができない状況を記載した陳述書を含む，特許代理人として登録された者による請求により，特許代理人としての登録証明書副本を交付することが

できる。

規則 112　特許代理人登録の申請書に含めるべき詳細

第 126 条(2)に基づいて特許代理人として登録される資格を有する者による申請もまた，様式 22 によらなければならない。

規則 113　第 126 条(2)に基づく特許代理人の登録

長官は，何人かから規則 112 に基づく特許代理人としての登録申請書を受領したときは，その者が第 126 条(2)に規定の条件を満たしていると納得したときは，その者の名称を特許代理人登録簿に記入することができる。

規則 114　特許代理人としての登録資格喪失

ある者が次に該当するときは，特許代理人としての登録資格がないものとする。

(i) 管轄裁判所から心神喪失者である旨の宣告を受けたとき

(ii) 債務弁済未了の破産者であるとき

(iii) 債務弁済完了の破産者であって，その者の破産がその者の側に何らの不法行為がなく災難により生じたものである旨の証明書を裁判所から未だ取得していないとき

(iv) インド国内又は国外を問わず管轄裁判所から，有期の拘禁刑をもって処罰されるべき犯罪について有罪判決を受けたとき。ただし，その者の有罪判決対象の犯罪が赦免された場合又はその者による申請に基づいて中央政府が本件についての命令により資格喪失を免除した場合は，この限りでない。

(v) 弁護士であって，業務上の違法行為について有罪の判決を受けたとき，又は

(vi) 公認会計士であって，過失又は不法行為について有罪の判決を受けたとき

規則 115　手数料の納付

特許代理人登録簿におけるある者の名称の登録継続は，それについて第 1 附則に規定の手数料を納付することを条件とする。

規則 116　特許代理人登録簿からの名称の抹消

(1) 長官は，次のときは，何れの特許代理人の名称も特許代理人登録簿から抹消することができる。

(a) 特許代理人からその旨の請求を受領したとき，

(b) その者が死亡したとき，

(c) 長官が第 130 条(1)に基づいてその者の名称を抹消したとき，又は

(d) その者が規則 115 に規定の手数料の納付を，納付期日後 3 月を超えて怠ったとき

(e) その者がインド市民でなくなったとき

ただし，(a)及び(b)の場合を除き，本規則に基づいて特許代理人登録簿から何人かの名称を除去する前に，当該人には聴聞を受ける合理的機会が与えられる。

(2) 特許代理人登録簿からの何人かの名称の抹消は，これを公告し，かつ，関連する場合は，当該抹消について関係人に直ちに通知しなければならない。

規則 117　特許代理人登録簿から抹消された者の名称の回復

(1) 特許代理人登録簿から抹消された者の名称の第 130 条(2)に基づく回復申請は，様式 23 により，当該抹消の日から 2 月以内にしなければならない。

(2) ある者の名称が特許代理人登録簿に回復するときは，その者の名称は，最後の年次料金が納付期日となった日から 1 年間は，登録簿に維持される。

(3) 特許登録簿への名称の回復は，特許代理人に通知され，かつ，公式ウエブサイトにおいて公告される。

規則 118　特許代理人登録簿における名称等の変更

(1) 特許代理人は，名称，主たる営業所及び支所(あれば)の宛先，特許代理人登録簿に記入されている資格，電子メールアドレス，電話番号，ファクシミリ番号又は第 125 条(1)に基づくその他の明細につき変更の申請をすることができる。当該申請及び明細の変更請求に係わる第 1 附則に定めるその手数料を受領したときは，長官は，特許代理人登録簿において必要な変更を行わせる。

(2) 特許代理人登録簿に関してされた各変更は，公告される。

規則 119　特許代理人としての承認の拒絶

長官は，第 131 条(1)に従い，法に基づく何らかの業務に関し何人かを特許代理人として承認すべきでないと認めるときは，自己の理由をその者に通知し，かつ，長官がその者を当該代理人として承認することを拒絶すべきでない理由を長官が許可する期間内に示すよう指示しなければならず，また，その者の応答(ある場合)を検討し，かつ，その者に対して聴聞を受ける機会を与えた後，自己が適切とみなす命令を発することができる。

規則 120　法に基づいて登録された特許代理人の名称の公告

特許代理人として登録された者の名称及び宛先は，随時これを公告しなければならない。

第 XVI 章　雑則

規則 121　明細書等を提出すべき期間

第 138 条(1)に基づいて出願人が明細書又は対応する書類の写しを提出すべき期間は，長官による通知の日から 3 月とする。

規則 121A　通信の宛先

法又は本規則に基づく手続に関する全ての通信は，所轄庁における長官宛てとしなければならない。

規則 122　誤記の訂正

第 78 条にいう何らかの書類における誤記の訂正の請求には，当該訂正を明確に強調した書類の写し 1 通を添付すると共に，それについて納付を必要とする第 1 附則に規定の手数料を添えなければならない。

規則 123　誤記の提案された訂正の公告方法

長官が提案された訂正の内容の通知を公告することを求める場合は，当該訂正請求及び提案された訂正の内容は，これを公告しなければならず，一方請求人は，当該請求書の写し及び提案された訂正を示す書類の写しを，長官が利害関係があると認める者に送達しなければならない。

規則 124　訂正実施に対する異議申立の方法及び期間

(1) 利害関係人は，訂正請求の公告の日から 3 月以内のいつでも，様式 14 の 2 通により長官に対して異議申立をすることができる。
(2) 当該異議申立書には，異議申立人の権利の内容，依拠する事実及び求める救済措置を記載した陳述書 2 通を添付しなければならない。
(3) 当該申立書及び陳述書の写し各 1 通は，長官が請求人に送付しなければならない。
(4) 意見書の提出，証拠提出，聴聞及び費用に関する規則 58 から規則 63 までに規定の手続は，異議手続の聴聞に対して適用するのと同様に，第 78 条に基づく異議の聴聞に対しても可能な限り適用する。

規則 125　訂正の通知

長官は，関係書類にした訂正について訂正請求人及び異議申立人(いる場合)に通知しなければならない。

規則 126　宣誓供述書の様式等

(1) 法及び本規則により特許庁において又は長官に提出する必要がある宣誓供述書は，(3)に規定の方法により適法に宣誓しなければならない。
(2) 宣誓供述書は，その理由が示されている限り自己の信条の陳述が認められることがある中間的事項の場合を除き，宣誓供述人が自己の知るところから立証することができる事実に限定しなければならない。

(3) 宣誓供述書の宣誓は，次の者の面前でしなければならない。
(a) インドにおいては，証拠を受領する法的権限を有する裁判所若しくは人の面前又は前記裁判所により宣誓を執行し若しくは宣誓供述を採録する権限を付与された公務員の面前
(b) インド以外の国又は場所においては，1948 年外交官及び領事官(宣誓及び手数料)法(1948 年法律 No.41)の趣旨での当該国若しくは場所に駐在の外交官又は領事官の面前又は1952 年公証人法(1952 年法律 No.53)第 14 条に基づいて中央政府が承認した，当該国若しくは場所の公証人の面前又は当該国若しくは場所の判事若しくは治安判事の面前
(4) 変更及び行間書入については，供述が宣誓され又は確認される前に，面前での宣誓供述をさせる者の頭文字により認証しなければならない。

規則 127　証拠書類
異議申立又はその他の手続で提出すべき証拠書類がある場合は，各証拠書類の写し又は模写を，相手当事者に対し，その者の請求及び費用負担により提供しなければならない。当該証拠書類の写し又は模写を便宜に提供することができないときは，それらの原本を，利害関係人の予約による閲覧用として，長官に提出しなければならない。証拠書類原本が長官に未提出のときは，聴聞時に提出しなければならない。

規則 128　他に規定されていない指示
(1) 法又は本規則に基づく何らかの手続の適切な処理又は完了のために，当該手続の当事者が行為をし，書類を提出し又は証拠を提出することが必要であるが，それについての規定が法又は本規則に設けられていないと長官が認めるときは，長官は，書面による通知により，当該当事者に，当該通知に指定した行為をさせ，書類を提出させ又は証拠を提出させることができる。
(2) 申請人又は手続当事者が聴聞を受けることを希望するか否かを問わず，長官は，自己が必要とみなす情報を与えるその者の陳述書を，自己が指定する期間内に提出するよういつでもその者に要求することができる。

規則 129　長官による裁量権の行使
長官は，法又は本規則に基づく何らかの裁量権であって特許出願人又は手続当事者に対して不利な影響を及ぼす虞のあるものを行使する前に，当該出願人又は当事者に，聴聞について通常は 10 日以上前に通知した後，当該聴聞をしなければならない。

規則 129A　聴聞の延期
特許出願人又は手続当事者は，聴聞日の少なくとも 3 日前に，第 1 附則に定める所定の手数料を納付し，合理的理由を付して聴聞延期の請求をすることができ，長官は，そうすることが適切と判断する場合，かつ，自己が指示する条件で，聴聞を延期し，当事者に相応に通知することができる。
ただし，如何なる当事者も 2 度以上の延期は与えられず，各延期期間は 30 日を超えないものとする。

規則 130　長官の決定に係る審査又は命令の破棄の申請

(1) 第 77 条(1)(f)に基づいて長官の決定についての審査を求める長官への申請は，申請人に対する当該決定の通知の日から 1 月以内又は様式 4 によりされた請求に基づいて長官が許可するその後 1 月を超えない付加期間内に，様式 24 によりこれをしなければならず，かつ，当該審査を求める理由を記述した陳述書を添付しなければならない。当該決定が申請人に加え他の者にも関係する場合は，長官は，申請書及び陳述書の写し各 1 通を当該他の関係人に直ちに送付しなければならない。

(2) 第 77 条(1)(g)に基づいて長官により当事者の一方のみに発せられた命令の破棄を求める長官への申請は，申請人に対する当該命令の通知の日から 1 月以内又は様式 4 によりされた請求に基づいて長官が許可するその後 1 月を超えない付加期間内に，様式 24 によりこれをしなければならず，かつ，当該申請が基礎とする理由を記述した陳述書を添付しなければならない。当該命令が申請人に加え他の者にも関係する場合は，長官は，当該申請書及び陳述書の写し各 1 通を当該他の関係人に直ちに送付しなければならない。

規則 131　第 146 条(2)に基づき提出を求められる陳述書の様式及び提出方法

(1) 第 146 条(2)に基づく各特許権者及び各ライセンシーは，様式 27 により陳述書を提出しなければならず，当該陳述書は特許権者若しくはライセンシー又はその者により委任された代理人が適法に認証しなければならない。

(2) (1)にいう陳述書は，特許が付与された会計年度の直後に開始する会計年度以降，3 会計年度に 1 回提出し，かつ，当該期間の満了から 6 月以内に提出しなければならない。ただし，長官は，様式 4 によりされた請求に基づいて，当該陳述書を提出するために，3 月までの期間，遅延を容認又は期間を延長することができる。

(3) 長官は，第 146 条(1)又は(2)に基づいて長官が受領した情報を公開することができる。

規則 132　特許証副本の交付の申請様式

第 154 条に基づく特許証副本の交付申請書には，当該特許証を喪失し若しくは毀損した状況又はそれを提出することができない状況を記述した陳述を含めると共に，それについて第 1 附則に規定の手数料を添えなければならない。

規則 133　第 72 条及び第 147 条に基づく認証謄本及び証明書の提供

(1) 登録簿の記入事項の認証謄本又は特許，明細書その他の特許庁内の公的書類の証明書若しくは抜粋又は登録簿及びフロッピーディスク若しくは保管されている他の電子形態によるものを含むその他の記録の抜粋は，長官にその請求をし，第 1 附則に定める手数料を納付することにより，長官から提供を受けることができる。

ただし，認証謄本は，請求が提出された順序で発行される。

(2) (1)の規定に拘わらず，認証謄本は，当該請求が第 1 附則に定める手数料を納付してされた場合は，1 週間内に提供される。

規則 134　第 153 条に基づく情報の請求

(1) 特許又は特許出願に関する情報の請求は，次の事項に関して容認される。すなわち，

(a) いつ仮明細書に続き完全明細書が提出されたか又はいつ特許出願が放棄されたものとみ

なされたか
(aa) いつ第 8 条に基づいて情報が提出されたか
(b) いつ第 11A 条に基づいて出願が公開されたか
(c) いつ第 11B 条に基づいて出願が取り下げられたか
(d) いつ第 11B 条に基づいて審査請求がされたか
(e) いつ第 12 条に基づいて審査報告書が発されたか
(f) いつ特許出願が拒絶されたか
(g) いつ特許が付与されたか
(h) いつ更新手数料が納付されたか
(i) いつ特許権の存続期間が満了したか又は満了するか
(j) いつ特許登録簿に記入されたか又は当該記入の申請がされたか，又は
(k) 申請又は措置の内容が請求に明記されているとき，特許登録簿への記入又は公報その他による公告を含めて，いつ何らかの申請がされ又は何らかの措置がとられたか
(2) 必要とされる情報の各項目について，別個の請求をしなければならない。
(3) 第 153 条に基づいてすべき請求について納付を必要とする手数料は，第 1 附則に規定のものとする。

規則 135　代理権
(1) 法及び本規則の目的での代理人への授権は，様式 26 により又は委任状の形式で，当該出願又は書類の提出日から 3 月の期間内に提出しなければならず，不履行の場合は，当該出願又は書類に関する如何なる行為も当該不備が除去されるまで行えないものとする。
(2) (1)に基づいて委任がされた場合は，代理人に対する法又は本規則に基づく何らかの手続又は事項に関して代理人に対してされる何れの書類の送達も，その者に委任を行った者に対する送達とみなすものとし，何らかの手続又は事項に係る者に対してすることを指示された全ての通信は，当該代理人に宛ててすることができ，かつ，それに関する長官の面前への全ての出頭は，当該代理人が又は当該代理人を介して，することができる。
(3) (1)及び(2)の如何なる規定にも拘らず，長官は，必要と認めるときは，出願人，異議申立人又は当該手続若しくは事項についての当事者の自身による署名又は出頭を命じることができる。

規則 136　費用の額
(1) 長官に対する全ての手続において，長官は，規則 63 に従うことを条件として，事件の全ての状況を考慮して，合理的と認める費用を裁定することができる。
ただし，第 4 附則に規定の事項に関して裁定される費用額については，それに規定の額を超えてはならない。
(2) (1)の如何なる規定にも拘らず，長官は，長官に対する何らかの手続であって，虚偽又は根拠不十分であると認めるものにおける補償費用については，職権により，これを裁定することができる。

規則 137　長官の権限一般
(1) 法において補正についての特別規定がない書類は，補正することができ，また長官が何

人の権利も害することなく取り除くことができると認める手続上の不備については，長官が適切と認めるとき，かつ，長官が指示することがある条件により，これを訂正することができる。
(2) (1)に含まれる規定は，以下には適用されない。
(i) 規則 12(5)に基づく期間の延長又は遅延の容認，
(ii) 規則 20(4)(i)及び(6)，
(iii) 規則 21，
(iv) 規則 24B(1)，(5)及び(6)，
(v) 規則 24C(10)及び(11)，
(vi) 規則 55(4)，
(vii) 規則 80(1A)，
(viii) 規則 130(1)及び(2)，
(ix) 規則 131(2)

規則 138　指定の期間を延長し又は遅延を容認する権限
本規則に含まれる規定に拘らず，何れかの行為をし又はそれに基づく手続を実行するために指定された期間は，様式 4 によりされた請求に基づいて，長官により，6 月までの期間，延長でき又は如何なる遅延も容認できるが，当該請求が前記 6 月の期間の満了前になされることを条件とする。ただし，当該請求は 6 月の指定の期間内に何回でも行うことができる。

規則 139　一定の事件において長官の面前での聴聞は公開される
特許出願に関するか又は特許に関連する何らかの事項に関する長官の面前での 2 以上の当事者間の何らかの紛争についての聴聞が完全明細書の公開の日の後にされる場合は，当該紛争の聴聞は，聴聞に自身で出頭するか又は代理される紛争当事者と長官が協議の後，長官が別段の指示をしない限り，これを公開しなければならない。

第 1 附則　手数料(規則 7 参照)

記入番号	納付対象項目	様式番号	電子出願		実出願	
			自然人 ｽﾀｰﾄｱｯﾌﾟ 小企業 教育機関	その他 単独又は 自然人 ｽﾀｰﾄｱｯﾌﾟ 小企業 教育機関	自然人 ｽﾀｰﾄｱｯﾌﾟ 小企業 教育機関	その他 単独又は 自然人 ｽﾀｰﾄｱｯﾌﾟ 小企業 教育機関
			ルピー	ルピー	ルピー	ルピー
1.	仮明細書／完全明細書を添付した第 7 条，第 54 条又は第 135 条及び規則 20(1)に基づく特許出願	1	1600 複数優先権の場合は 1600 の倍数	8000 複数優先権の場合は 8000 の倍数	1750 複数優先権の場合は 1750 の倍数	8800 複数優先権の場合は 8800 の倍数
	(i) 30 ページに追加の明細書の各紙面につき(規則 9(3)のヌクレオチド及びアミノ酸の配列を除く)		160	800	180	880
	(ii) 10 クレームに追加の各クレームにつき		320	1600	350	1750
	(iii) 規則 9(3)のヌクレオチド及びアミノ酸の配列の各紙面につき		160 最大 24000	800 最大 120000	なし	なし
	第 54 条に基づく特許出願は，他の出願と比較して 50%の手数料の減額を受けることができる。					
2.	仮明細書の後で 10 までのクレームを有する 30 ページまでの完全明細書の提出	2	なし	なし	なし	なし
	(i) 30 ページに追加の各紙面につき(規則 9(3)のヌクレオチド及びアミノ酸の配列を除く)		160	800	180	880
	(ii) 10 クレームに追加の各クレームにつき		320	1600	350	1800

	(iii) 規則 9(3)のヌクレオチド及びアミノ酸の配列の各紙面につき		160 最大 24000	800 最大 120000	なし	なし
	第 54 条に基づく特許出願の明細書は，他の出願と比較して 50%の手数料の減額を受けることができる。					
3.	第 8 条に基づく陳述書及び誓約書の提出	3	なし	なし	なし	なし
4.	(i) 第 53 条(2)及び第 142 条(4)，規則 13(6)，規則 80(1A)及び規則 130 に基づく期間の延長請求(月額)	4	480	2400	530	2600
	(ii) 規則 12(4)又は規則 131(2)に基づく遅延の容認又は期間延長の請求(月額)		2000	10000	2200	11000
	(iii) 規則 24B(5)による延長請求(月額)		1000	4000	1100	4400
	(iv) 規則 24C(11)による延長請求(月額)		2000	10000	2200	11000
	(v) 規則 138 による延長請求(月額)		100000	50000	11000	55000
5.	規則 13(6)に基づく発明者であることに関する宣言書の提出	5	なし	なし	なし	なし
6.	後日付にする申請	-	800	4000	880	4400
7.	第 19 条(2)に基づく言及の抹消の申請	-	800	4000	880	4400
8.	(i) 第 20 条(1)に基づく請求	6	800	4000	880	4400
	(ii) 第 20 条(4)又は第 20 条(5)に基づく指示の請求		800	4000	880	4400
9.	(i) 第 25 条(2)に基づく特許付与に対する異議申立	7	8000	40000	なし	なし
	(ii) 第 25 条(1)に基づ	7A	4000	20000	なし	なし

	く特許付与に対する異議申立					
10.	規則62(2)に基づく長官の面前での聴聞に出席の届出	-	1500	7500	1700	8300
11.	第28条(2)に基づく申請	8	なし	なし	なし	なし
	第28条(3)又は第28条(7)に基づく申請		800	4000	880	4400
12.	規則70Aに基づく発明者であることの証明書	8A	900	なし	1000	なし
13.	第11A条(2)及び規則24Aに基づく公開の請求	9	2500	12500	2750	13750
14.	第44条に基づく特許証の訂正申請	10	2400	12000	2650	13200
15.	第51条(1)又は第51条(2)に基づく指示の申請	11	2400	12000	2650	13200
16.	第26条(1)及び第52条(2)に基づく特許付与の請求	12	2400	12000	2650	13200
17.	第55条(1)に基づく追加特許の独立の特許への変更請求	-	2400	12000	2650	13200
18.	第53条に基づく特許の更新					
	(i) 第3年について，特許日から第2年の満了前	-	800	4000	880	4400
	(ii) 第4年について，特許日から第3年の満了前	-	800	4000	880	4400
	(iii) 第5年について，特許日から第4年の満了前	-	800	4000	880	4400
	(iv) 第6年について，特許日から第5年の満了前	-	800	4000	880	4400
	(v) 第7年について，特許日から第6年の満了前	-	2400	12000	2650	13200
	(vi) 第8年について，特許日から第7年の満了前	-	2400	12000	2650	13200

	(vii) 第 9 年について，特許日から第 8 年の満了前	-	2400	12000	2650	13200
	(viii) 第 10 年について，特許日から第 9 年の満了前	-	2400	12000	2650	13200
	(ix) 第 11 年について，特許日から第 10 年の満了前	-	4800	24000	5300	26400
	(x) 第 12 年について，特許日から第 11 年の満了前	-	4800	24000	5300	26400
	(xi) 第 13 年について，特許日から第 12 年の満了前	-	4800	24000	5300	26400
	(xii) 第 14 年について，特許日から第 13 年の満了前	-	4800	24000	5300	26400
	(xiii) 第 15 年について，特許日から第 14 年の満了前	-	4800	24000	5300	26400
	(xiv) 第 16 年について，特許日から第 15 年の満了前	-	8000	40000	8800	44000
	(xv) 第 17 年について，特許日から第 16 年の満了前	-	8000	40000	8800	44000
	(xvi) 第 18 年について，特許日から第 17 年の満了前	-	8000	40000	8800	44000
	(xvii) 第 19 年について，特許日から第 18 年の満了前	-	8000	40000	8800	44000
	(xviii) 第 20 年について，特許日から第 19 年の満了前	-	8000	40000	8800	44000
19.	第 57 条に基づく特許願書／完全明細書／その他の関係書類の補正申請	13				
	(i) 特許付与前		800	4000	880	4400

	(ii) 特許付与後		1600	8000	1750	8800
	(iii) 名称／住所／国籍／送達宛先の変更についての補正である場合		320	1600	350	1750
20.	第 57 条(4)，第 61 条(1)及び第 87 条(2)に基づく申請に対し又は第 63 条(3)に基づく特許の放棄に対し又は第 78 条(5)に基づく請求に対する異議申立	14	2400	12000	2650	13200
21.	第 60 条に基づく特許の回復申請	15	2400	12000	2650	13200
22.	第 61 条(3)及び規則 86 条(1)に基づく回復についての追加手数料	-	4800	24000	5300	26400
23.	第 63 条に基づく特許放棄の申出	-	なし	なし	なし	なし
24.	第 69 条(1)又は第 69 条(2)及び規則 90(1)又は規則 90(2)に基づく，特許若しくは持分の権原者，移転抵当権者，ライセンシー，その他としての名称の特許登録簿への記入申請又は書類の届出の特許登録簿への記入申請	16	1600［各特許について］	8000［各特許について］	1750［各特許について］	8800［各特許について］
25.	規則 94(1)又は規則 118(1)に基づく特許登録簿又は特許代理人登録簿の記入の変更申請	-	320	1600	350	1750
26.	規則 94(3)に基づく追加の送達宛先の特許登録簿への記入請求	-	800	4000	880	4400
27.	第 84 条(1)，第 91 条(1)，第 92 条(1)及び第 92A 条に基づく強制ライセンスの申請	17	2400	12000	2650	13200
28.	特許出願の審査請求	18				
	(i) 第 11B 条及び規則		4000	20000	4400	22000

	24(1)に基づいて					
	(ii) 規則 20(4)(ii)に基づいて		5600	28000	6150	30800
29.	規則 24C に基づく早期審査請求	18A	8000	60000	なし	なし
30.	規則 24B に基づく審査請求の，規則 24C に基づく早期審査請求への変換	18A	4000	40000	なし	なし
31.	第 85 条(1)に基づく特許の取消申請	19	2400	12000	2650	13200
32.	第 88 条(4)に基づくライセンス条件の変更申請	20	2400	12000	2650	13200
33.	第 94 条に基づく強制ライセンスの終了申請	21	2400	12000	2650	13200
34.	規則 109(1)又は規則 112 に基づく特許代理人としての登録申請	22	3200	―	3500	―
35.	規則 109(3)に基づく資格試験の受験請求	-	1600	―	1750	―
36.	特許代理人登録簿におけるある者の名称の維持					
	(i) 登録と共に納付すべき第 1 年分	-	800	―	880	―
	(ii) 各年 4 月 1 日に納付すべき第 1 年分を除く各年分	-	800	―	880	―
37.	規則 111A に基づく特許代理人証明書副本の申請	-	1600	―	1750	―
38.	規則 117(1)に基づく特許代理人登録簿におけるある者の名称の回復申請	23	1600［記入番号 36 に基づく維持手数料を加算］	―	1750［記入番号 36 に基づく維持手数料を加算］	―
39.	第 78 条(2)に基づく誤記の訂正請求	-	800	4000	880	4400
40.	第 77 条(1)(f)又は第 77 条(1)(g)に基づく長官の決定／命令の審査又は破棄の申請	24	1600	8000	1750	8800

41.	第 39 条及び規則 71(1)に基づくインド国外における特許出願の許可申請	25	1600	8000	1750	8800
42.	第 154 条及び規則 132 に基づく特許証副本の申請	-	1600	8000	1750	8800
43.	(i) 第 72 条に基づく認証謄本又は第 147 条及び規則 133(1)に基づく証明書の請求	-	1000 [30 頁まで。以降は 1 頁につき 30]	5000 [30 頁まで。以降は 1 頁につき 150]	1100 [30 頁まで。以降は 1 頁につき 30]	5500 [30 頁まで。以降は 1 頁につき 150]
	(ii) 第 72 条に基づく認証謄本又は第 147 条及び規則 133(2)に基づく証明書の請求		2400 [30 頁まで。以降は 1 頁につき 30]	12000 [30 頁まで。以降は 1 頁につき 30]	3300 [30 頁まで。以降は 1 頁につき 30]	13200 [30 頁まで。以降は 1 頁につき 30]
44.	各印刷済み公認謄本の認証	-	800	4000	880	4400
45.	第 72 条に基づく登録簿の閲覧請求又は規則 27 若しくは規則 74A に基づく閲覧請求	-	320	1600	350	1750
46.	第 153 条並びに規則 134 に基づく情報請求	-	480	2400	530	2650
47.	特許代理人の委任の様式	26	なし	なし	なし	なし
48.	他に規定のない申立書	-	1600	8000	1750	8800
49.	書類の写真複写の提供, ページ当たり	-	10	10	10	10
50.	国際出願の送付手数料	-	3200	16000	3500	17600
51.	国際出願の送付手数料 (e-PCT)		0	0	なし	なし
52.	優先権書類の認証謄本の作成及びそれらの世界知的所有権機関の国際事務局宛て送付	-	1000 [30 頁まで。以降は 1 頁につき 30]	5000 [30 頁まで。以降は 1 頁につき 30]	1100 [30 頁まで。以降は 1 頁につき 30]	5500 [30 頁まで。以降は 1 頁につき 30]
53.	優先権書類の認証謄本の作成及び WIPO, DAS への電子送付		0	0	なし	なし
54.	第 146 条(2)及び規則 131(1)に基づくインドに	27	なし	なし	なし	なし

	おける商業的規模での特許発明の実施に関する陳述書					
55.	小企業又はスタートアップの申請	28	なし	なし	なし	なし
56.	第 11B 条(4)，規則 7(4A)及び規則 26 に基づく出願取下の申請	29	なし	なし	なし	なし
57.	規則 129A 条に基づく聴聞延期の申請		1000	5000	1100	5500
58.	規則 8 条(2)に基づく様式指定なしの場合	30	―	―	―	―
59.	グレースピリオド	31	500	2500	550	2750

第 2 附則 様式［省略］
第 3 附則 様式［省略］

第 4 附則　費用(規則 136(1)参照)

No.	費用請求の対象となる事項	手数料(ルピー)	
		自然人 ｽﾀｰﾄｱｯﾌﾟ 小企業 教育機関	その他 単独又は 自然人 ｽﾀｰﾄｱｯﾌﾟ 小企業 教育機関
1	第 25 条，第 57 条，第 60 条，第 63 条，第 78 条，第 87 条(2)又は第 88 条(4)に基づく異議申立て	2400	12000
2	第 84 条(1)，第 91 条(1)又は第 92 条(1)に基づく強制実施権の申請	1500	6000
3	第 88 条(4)に基づくライセンス条件の改定申請	2400	12000
4	規則 62(2)に基づく聴聞への出席の意思表示	1500	6000
5	弁理士等が選任されている場合の委任状に対する印紙代又は関連する宣誓供述書に対する印紙代	実際に支払われた金額	実際に支払われた金額
6	規則 57 に基づく陳述書若しくは規則 58 条に基づく答弁書又は関連する場合には各宣誓供述書に対する手数料	4000	5000
7	関連する場合，訴訟手続において作成された各出版書類	1600	2000
8	不必要又は無関係な各宣誓供述書又は引用	1600	2000
9	長官の聴聞の各日または一部日	4000	5000
10	規則 136(2)	第 1 附則 1，2，12，27，28，29 に関して実際に支払われた金額の合計額	第 1 附則 1，2，12，27，28，29 に関して実際に支払われた金額の合計額の 2 倍の額

第 5 附則

	支払額（2003 年特許規則の関連規定）	関連規定(PCT 規則)	自然人 ｽﾀｰﾄｱｯﾌﾟ 小企業 教育機関	その他 単独又は 自然人 ｽﾀｰﾄｱｯﾌﾟ 小企業 教育機関
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
			(ルピー)	(ルピー)
1.	調査	第 16.1 規則(a)	2500	10000
2.	規則 19B(5)の追加手数料	第 40.2 規則	2500	10000
3.	規則 19B(5)及び 19J(5)の不服申立手数料	第 40.2 規則(e)及び第 68.3 規則(e)	1000	4000
4.	予備審査手数料	第 58.1 規則	3000	12000
5.	規則 19K(5)の追加手数料	第 68.3 規則	3000	12000
6.	予備審査手数料(国際調査報告書がインド国際調査機関で作成された場合)		2500	10000
7.	規則 19K(5)の追加手数料(国際調査報告書がインド国際調査機関で作成された場合)		2500	10000
8.	取扱手数料	第 57 規則	PCT 規則の附則参照	
9.	遅延提出手数料	第 13 の 3.1 規則(c),第 13 の 3.2 規則,第 12.3 規則(e),第 12.4 規則(e)	1000	4000
10.	後払手数料	第 58 の 2.2 規則,第 16 の 2.2 規則	PCT 規則参照	
11.	先の調査の結果及び先の出願の写し	第 12 の 2.1 規則(c)	1000	4000″